

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 21 年 6 月 23 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、 秋元、成田（祐）、佐藤、山口、古沢 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

5 月 21 日に開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました高橋でございます。もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ委員各位並びに理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には井川委員が就任し、新たに佐藤委員が当委員会の所属となっておりますので、報告いたします。

次に、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「ふるさとまちづくり協働事業について」

(建設)まちづくり推進課長

ふるさとまちづくり協働事業につきましては、平成 21 年度新規事業として立ち上げたもので、以前から建設常任委員会所属の皆様には、本年 5 月 1 日にその概要について説明をさせていただいたところでございますけれども、本日、改めて説明をいたします。

このふるさとまちづくり協働事業は、市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市民団体が取り組む個性豊かなまちづくり事業に対して助成する制度で、助成を希望する団体から、市に対して事業計画書を提出していただき、その計画書を民間の委員 7 名で構成される審査委員会で、公開の場で審査した上で、助成対象事業を決定し、まちづくり活動を応援する制度でございます。

具体的内容につきましては、配布しておりますパンフレットをごらんください。

この事業の目的でございますけれども、市民の皆さんの主体的で個性豊かなふるさとづくり活動を応援し、協働によるまちづくりを進めるため、公益性の高いまちづくりに取り組む市民団体のソフト事業又はハード事業に対して助成をするということでございます。

募集の方法、期間でございますけれども、本年度につきましては既に募集期間が終了してございますけれども、6 月 12 日までの 1 か月間で募集して、17 件の応募があったところでございます。

対象となる団体でございますけれども、市内に活動拠点を持つ団体で、市内に居住し、又は在学する 16 歳以上の方が 5 人以上その構成員となっているもの、また、活動に賛同する市民の方が加入することができる団体、この両方に該当する団体に対して助成をするということになってございます。

また、対象となる事業でございますけれども、みずから実施するまちづくりに関する事業、市内で行われる公益性の高い事業、他の財政的な支援を市から受けていない事業など 5 項目につきまして、このすべてに該当する事業が対象でございます。

対象となる経費は、助成対象事業に要する経費でございますけれども、団体の構成員に対する飲食費、人件費、謝礼、さらには団体の経常的な活動による運営経費などについては、対象経費から除外をされるということになります。

助成の額でございますけれども、審査委員会の意見を伺って、上限 30 万円として市長が決定するということになってございます。

助成金の交付時期につきましては、対象事業完了後に基本的には交付するというところでございますけれども、2 分の 1 まで前払が可能という仕組みでございます。事業が完了した際には、速やかに事業の実績報告書を提出してもらおうということでございます。

事業の流れでございますけれども、この 5 月 11 日から 6 月 12 日までの募集申請期間を終えて、審査委員会を当初は 6 月下旬に予定しておりましたけれども、審査委員の皆様のご都合もございまして、7 月 17 日に開催します。7 月下旬には結果を通知いたしますので、その後、事業に取り組んでいただいて、事業完了後、速やかに実績報告書を提出していただくということでございます。

なお、来年度には事業報告会を開催し、助成を受けた団体は事業内容を報告していただくこととしてございます。

なお、この事業の財源でございますけれども、昨年 4 月に施行しました小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の、市長が必要と認める事業を用途に指定して寄せていただいた寄附金の一部を財源として使わせていただきます。

委員長

「旧国鉄手宮線活用懇話会の報告について」

(建設)まちづくり推進課長

旧国鉄手宮線の活用方策に関しまして、市民の皆さんの御意見を伺い、市の活用方策の参考とするため、昨年 2 月に旧国鉄手宮線活用懇話会を設置し、本年 2 月までに 5 回の会議を開催いたしました。懇話会から報告書が提出されましたので、その内容について報告いたします。

報告書の抜粋版をごらんください。

まず、1 ページでは懇話会で議論された意見を踏まえまして、基本的な考え方をまとめてございます。まず、基本的な考え方として、旧国鉄手宮線の位置づけでございますけれども、1 番目として、小樽の重要なシンボルであるということを知るといこと。2 番目といたしましては、重要な観光資源として活用するということです。

それで、これらの二つの位置づけを基に、旧国鉄手宮線活用のテーマといたしましては、「市民が集う商店街、観光客が楽しむ運河・堺町、昔ながらの姿が残る北運河や小樽市総合博物館などの街をつなぐ」。次に、「市民が憩い楽しみ、観光客も訪れ、市民と観光客の交流が生まれる」。最後に、「先人が築いた小樽の歴史を伝え、小樽の魅力を高める」。これら三つの想いを込めて、「まち・ひと・ときをつなぐ」というのが、旧国鉄手宮線活用のテーマという形で懇話会からは報告を受けたところです。

1 ページの右側でございますけれども、基本的な考え方として、「軌道系車両が走るところを展望する」、「現在の雰囲気大切に作る」、「市民が憩い、観光客も訪れる場所を目指す」など、八つの考え方を例示してございます。さらには、総合博物館から寿司屋通りまで 1.7 キロメートルと延長が長いことから、この区間を小樽市総合博物館から旧日本郵船株式会社小樽支店等、四つのゾーンに分けて、それぞれのゾーンの活用の方向性について記載をしたところでございます。

2 ページには、今後の取組について、懇話会として提案していただいた案が載っておりますけれども、まず 3 ページ以降をごらんください。

3 ページには、旧手宮線 1.7 キロメートル全体のまとめとして、図面の下に、区間ごとの目標像が記載されております。

さらに、4 ページから 7 ページには、今申し上げた四つのゾーンごとのアイデアについて記載がされてございます。

もう一度 2 ページにお戻りください。

今後の取組についてでございますけれども、小樽市の計画における位置づけといたしましては、一つ目として、第 6 次小樽市総合計画の基本計画の中心市街地の整備の項目では、旧手宮線等の地域資源を活用し、市民や観光客の回遊性の向上に努めるといのがうたわれてございますし、元気づくりプログラムの項目では、特に旧国鉄手宮線の整備と利活用というタイトルで、産業遺産としての性格や位置的特性を生かした整備による新たな魅力の創出とその活用による集客力や回遊性の向上ということで、総合計画の基本計画に位置づけられてございます。さらには、昨年、認定をされました小樽市中心市街地活性化基本計画の中でも、旧国鉄手宮線の活用方策について検討し、観光客の回遊性の向上や滞在時間の延長の可能性を探る必要があるという位置づけをされています。

今後の取組につきまして、まず平成 21 年度は、本年度、市で策定する旧手宮線活用方策の参考とするため、本日から 8 月 10 日までの期間、この報告書の市のホームページへの掲載や、サービスセンター窓口への備付けなど、多くの皆さんに公開して御意見を伺うとともに、庁内関係部局で組織します検討会議での議論を踏まえ、活用方策素案を取りまとめ、再度、素案を懇話会にお示しし、本年度内に市の活用方策を取りまとめ、22 年度以降、段階的な整備に着手したいというふうに考えてございます。

委員長

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分の見直しについて」

(建設)都市計画課長

整備、開発及び保全の方針と区域区分の見直しについて説明いたします。

配布している資料の 1 ページをごらんください。

初めに、整備、開発及び保全の方針と区域区分とはどういうものかについて説明いたします。整備、開発及び保全の方針については、略して整開保と言わせていただきます。

1 の(1) 整開保とは、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向を示すもので、北海道が定める都市計画であります。

次に、(2) 区域区分とは、都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることであります。本市の都市計画区域については、中段の囲みにありますが、小樽都市計画区域と札幌圏都市計画区域の二つの都市計画区域を有しています。小樽都市計画区域は、小樽市の銭函 4 丁目、5 丁目を除く区域から構成され、札幌圏都市計画区域は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の銭函 4 丁目、5 丁目から構成される区域となります。したがって、この都市計画区域ごとに整開保と区域を定めることとなります。

次に、(3) 今回、整開保と区域区分を見直す必要性についてであります。北海道では現行の整開保と区域区分の目標年が平成 22 年であることから、22 年 3 月までに見直しを行うこととしております。この道の見直しに当たり、小樽市は案を北海道に提出するものであります。

それでは、素案の概要などについて説明いたします。

初めに、1 ページ下段、2 小樽都市計画整開保(素案)の概要であります。

都市計画の目標については、第 6 次小樽市総合計画を踏まえ、将来都市像を「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」として、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めるとしてあります。

2 ページをごらんください。

区域区分の決定の有無とその方針であります。区域区分の決定の有無については、現市街地においては現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との健全な調和を図っていくため、引き続き区域区分を定めるとしてあります。区域区分の方針については、平成 32 年を目標年とした将来のおおむねの想定人口を 11 万 6,700 人とし、現在の市街化区域の規模は変更しないものとしてあります。

次に、主要な都市計画の決定の方針に関し、現行の整開保との主な変更点であります。土地利用については、

中心市街地活性化基本計画を踏まえた記述の変更や、北海道新幹線、大規模集客施設の立地制限、臨港地区の土地利用に関する記述を加えております。

次に、交通施設や下水道、河川といった都市施設については、人口減少や高齢化の進行、施設の老朽化など取り巻く環境が変化する中、多様化する課題を踏まえ、記述の変更などを行っております。

3 ページをごらんください。

市街地開発事業については、事業の完了などを踏まえ、記述を変更しております。

次に、自然的環境の整備又は保全については、目標年の変更などにより、記述を変更しております。

次に、3 小樽の区域区分の見直しの方針についてであります。人口や産業規模については、3 ページに記載のとおり、減少傾向にございます。

4 ページをごらんください。

都市の現状と課題として、中心市街地の未利用地などの増加傾向、都市基盤整備の整備状況、安全・安心など生活環境に対する関心の高まりなどから、既成市街地の都市機能の充実を図る必要があるものであります。それらのことから、区域区分の見直しの方針としまして、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大を行わないとしております。

次に、4 札幌圏都市計画の整開保（素案）の概要でございます。

都市計画の目標については、小樽市関係としては、第 6 次小樽市総合計画を踏まえ、石狩湾新港とその背後地に物資流通基地、都市型工業基地などを建設し、本道経済の発展に寄与すべく、「道央の拠点都市」を目指し、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として、まちづくりを推進するとしております。

次に、区域区分の決定の有無とその方針であります。札幌圏については、都市計画法により、政令指定都市の区域として区域区分が義務づけられております。区域区分の方針については、5 ページをごらんください。銭函 4 丁目、5 丁目の石狩湾新港地域については、工業専用の用途などから、定住人口など、目標年の人口がないものであります。また、市街化区域の規模については、現在の規模は変更しないものとしております。

次に、主要な都市計画の決定の方針に関しては、現行の整開保との主な変更点であります。土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全について、一部文言の変更がございしますが、現行の整開保と基本的に同様であります。

6 ページをごらんください。

札幌圏の小樽市部分の区域区分の見直しの方針であります。産業規模については増加傾向にありますが、社会経済情勢などから、急激に増加する傾向にはないものと考えております。また、土地利用に関して、石狩湾新港地域は企業の立地が進んでおりますが、依然として多くの未利用地を残しており、今後とも札幌圏の地理的・経済的優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。

これらのことから、(2) 区域区分の見直しの方針につきましては、産業規模の面からの市街化区域の拡大は行わないとしております。

以上が、整開保と区域区分の見直しの概要などについてでございます。

資料 6 ページの後には、整開保の内容を図面でわかりやすくするため、小樽と札幌圏の方針付図を添付しております。

次に、今後のスケジュールについて説明いたします。

本年 5 月に市の都市計画審議会で協議を行い、それを踏まえて 6 月 1 日から 30 日までのパブリックコメントを行っているところでございます。パブリックコメント終了後、この結果などを踏まえて、市の都市計画審議会での協議を行い、北海道へ案を提出していく予定であります。この後、道による公聴会、案の縦覧、市の都市計画審議会へ諮問、道の都市計画審議会などを経て、平成 22 年 3 月の都市計画決定の予定となっております。

委員長

「都市計画提案制度による地区計画について」

(建設)都市計画課長

都市計画提案制度による地区計画について説明いたします。

初めに、都市計画提案制度と地区計画とはどういうものかということについて、説明いたします。

都市計画法に基づく都市計画提案制度は、まちづくりに対する地域の取組などを都市計画に反映させるもので、土地所有者やまちづくりNPO法人などが一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合に、整開保などを除いた都市計画について、都市計画の決定や変更を提案できる制度であります。

次に、地区計画とは、住民などの意見を反映して、地区の特性に合わせたきめ細かなまちづくりのルールを定める都市計画であります。

では、配布している資料をごらんください。

この都市計画提案制度を活用しまして、富岡における2地区の住民の方々から、地区計画の提案が本年3月にあったものであります。この提案のあった2地区であります。資料では青の区域、富岡1丁目の一部で小樽税務署を含む地区を仮称として富岡第一地区、資料では赤の区域、富岡1丁目及び2丁目の一部で日本銀行行舎跡地を含む地区を仮称として富岡第二地区として説明いたします。

初めに、これらの地区において、住民の方々が地区計画の提案に至った背景を説明いたします。

富岡第一地区については、小樽税務署が合同庁舎へ移転することとなり、その跡地の処分において、高層マンションなどの建築により、住環境や景観などへの影響を懸念したものであり、富岡第二地区については、日本銀行行舎跡地が処分されることとなり、この処分において同様に高層マンションなどの建築による影響を懸念したものであります。

それでは、それぞれの地区からの提案内容を説明いたします。

富岡第一地区については、地区計画に関し提案のあったものであり、面積は1.9ヘクタールであります。提案理由としては、低層住宅地帯の落ちついたまち並み、海を臨む景観、周辺に歴史的建造物を有することなどから、まち並みが大きく変更することを防ぎ、今後も良好な住環境を維持したいということであります。計画内容としては、建築物の最高限度を10メートルとするものであります。

また、富岡第二地区については、地区計画に関し資料の赤の区域で提案のあったものであり、面積は6.0ヘクタールであります。提案理由としては、小樽港を一望でき、低層の建築物が大部分を占める良好な住宅地が形成されており、港町小樽の固有の風景として、小樽港への眺望と現在の良好なまち並みや住環境の保全を図ることを目的とし、建築物の高さの最高限度を定めるということであります。計画内容としては、建築物の高さの最高限度を10メートルとする。ただし、既に建築物の高さが10メートルを超えている建築物又は建築中で10メートルを超える建築物の敷地で現在の建築物の最高高さを超えない範囲で建築などをする場合を除くとするものであります。

地区計画に関する本提案に関し、市としては、都市計画マスタープランの考え方との整合などから、都市計画決定が必要と判断し、現在、この提案を踏まえ、都市計画の案の作成を進めております。

今後、住民説明会、原案の縦覧、都市計画審議会での協議、案の縦覧、都市計画審議会の諮問を経て、本年度内の都市計画決定を予定しているものであります。

また、地区計画の実現をより確実なものとするため、都市計画決定に合わせて、建築物の制限に関し小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行う予定であります。

委員長

「戸建て住宅の無料耐震診断の実施について」

(建設) 建築指導課長

戸建て住宅の無料耐震診断の実施について報告いたします。

本年第 1 回定例会の建設常任委員会におきまして説明いたしました小樽市耐震改修促進計画に基づきまして、市民の地震に対する不安解消と人的被害軽減のため、建築指導課では、戸建て住宅の無料耐震診断を本年 6 月 1 日より実施しております。

診断の対象となります住宅は、みずから所有し、2 階建て以下、かつ延べ床面積が 500 平方メートル以下で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅でございます。

診断は、筋かいの位置、壁の材料などが記載された図面及び申込者からの申告に基づきまして行いますので、申込者の方にはこれらの図面を用意していただき、建物の劣化の状況などについて申告していただくこととなります。

診断方法は、財団法人日本建築防災協会から示されております一般診断法を用いて行い、診断結果は、「安全だと思われます」、「おおむね安全だと思われます」、「やや危険だと思われます」、「危険だと思われます」の 4 段階でお知らせすることとしております。

無料耐震診断の実施につきましては、本年 6 月 1 日付けの小樽市広報及び小樽市ホームページに掲載し、市民への周知を図っております。

本日までに 5 件の問い合わせがあり、そのうち 4 件について、診断の実施又は協議を行っているところでございます。

委員長

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について」

(建設) 白川主幹

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定につきまして、配布している資料に基づいて報告させていただきます。

国の住宅施策、特に公営住宅施策は、長い間、新設による量的供給が進められてまいりました。平成 12 年に、改善に重きを置いたストック活用の考えが示され、方針転換が図られたところですが、昭和 40 年代に建設された大量のストックの更新期が到来することから、建物の耐久性向上によるストックの長寿命化を図り、ストックの長期的、効率的な活用を進めることが求められています。

また、平成 21 年度の地域住宅交付金制度の改正において、これまでは交付金の助成対象ではなかった維持保全の工事なども、建物の耐久性向上に資するものは、交付金の助成対象となることとされ、そのためには長寿命化型改善事業を計画的に推進するために、新たに長寿命化計画の策定が必要とされました。

小樽市におきましては、16 年度に住宅施策を体系的・総合的に推進する指針として小樽市住宅マスタープランを策定し、これに基づいて 17 年度に小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定、公共賃貸住宅の計画的な建替え、改善などを進めてきました。

このストック計画は、市の財政状況が厳しいことから、財政再建推進プラン実施計画期間に合わせて、21 年度までを当面の計画期間としていました。このため、来年度から新たなストック計画をスタートさせる年となりますが、この際、国の動向を踏まえ、新たに長寿命化計画を策定し、公共賃貸住宅ストックの長期にわたる有効活用を図ってまいりたいと考えております。

この計画の計画期間は、22 年度から 31 年度までの 10 年間を考えております。長寿命化計画の内容としましては、現ストック計画の点検及び関連基礎調査、公共賃貸住宅の課題整理、公共賃貸住宅整備目標、長寿命化を図るべき住宅の抽出、長寿命化型改善の必要性の検討、長寿命化型改善の改善効果の検討、長寿命化のための改善及び維持保全の計画、建替え、改善、維持保全、用途廃止による公共賃貸住宅ストックの活用計画などとなります。

策定スケジュールにつきましては、来年 3 月の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 5 号について」

(建設) 建築指導課長

議案第 5 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

昨年 12 月 5 日に、良質な住宅を長期にわたって良好な状態で使用することを促し、住生活の向上と環境負荷の低減を図ることを目的とした長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布され、本年 6 月 4 日に施行されたところでございます。

この法律の施行に伴いまして、長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づく適合通知に係る審査手数料を設けるほか、構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかった場合に、当該判定に係る加算金額を還付できるように規定を整備するなど、所要の改正を行うものであります。

手数料の項目ごとに、簡単に説明をいたします。

初めに、長期優良住宅の認定申請手数料についてであります。計画を認定する場合には、住宅を長期にわたって良好な状態で使用するための措置として、劣化対策、耐震性、維持保全計画などの 10 項目について審査することになります。これらの審査に要する費用を、戸建て住宅の場合、共同住宅の場合に分けて、さらに共同住宅の場合は戸数で区分を設けて、それぞれの手数料を設定しております。

また、これらの審査項目の一部につきまして、住宅の品質確保の促進等に関する法律、いわゆる品確法に規定する登録住宅性能評価機関でも審査を行うことができることになっておりまして、評価機関の審査を事前に受けた場合には、特定行政庁の審査が軽減されますので、この場合の手数料を別途設定してございます。

また、法律では、認定審査にあわせて、建築基準関係規定についての適合審査を申し出ることができると規定されております。この審査は、通常の建築確認申請の審査と同じものでありますので、この申出があった場合には、確認申請手数料と同額を加算する旨の規定を設けております。

さらに、建築物の規模や構造によっては、北海道の構造計算適合性判定センターに審査を依頼することになりますので、この場合の手数料の加算についても規定を設けております。

次に、変更認定申請手数料についてであります。これは、一度認定を受けた計画を変更する場合の認定審査に係る申請手数料であります。通常の認定申請手数料と同様に、戸建て住宅及び共同住宅の戸数の区分に応じて手数料を設定しております。

次に、譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料についてであります。分譲マンションや建て売り住宅の場合、譲受人、すなわち買主が決定していなくても計画の認定を受けることができますが、譲受人が決定した場合には、計画変更の認定申請が必要である旨、法律に規定されておりますので、この場合における手数料を設定しております。

次に、計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料についてであります。相続や法人の合併などにより計画の認定に基づく地位を承継する場合には、所管行政庁の承認を受けることとなっておりますので、この場合における手数料を設定しております。

次に、バリアフリー法に基づく適合通知に係る審査手数料についてであります。バリアフリー法に基づく認定におきましても、長期優良住宅と同様に、認定申請にあわせて建築基準関係規定についての適合審査を申し出ることができることとなっております。確認申請手数料相当分として、構造計算適合性判定に係る加算金額も含めた手数料を設定しております。

次に、手数料の還付に関する規定の整備についてであります。先ほども説明したとおり、建築物の規模や構造

によっては、北海道の構造計算適合性判定センターに判定を依頼することになりますが、認定審査の途中で申請の取下げなどの理由で判定を依頼しないことになった場合には、その分の手数料については、申請者に還付するという規定でございます。通常の確認申請においても、同様の規定となっております。

最後に、条例の施行日についてであります。平成 21 年 7 月 1 日から施行したいと考えております。

委員長

「議案第 8 号について」

(建設) 建築住宅課長

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案につきまして、概要を説明いたします。

改正の内容は、市営長橋 B 住宅を用途廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。まず用途廃止につきましては、長橋 2 丁目に位置する市営長橋 B 住宅ですが、この住宅は昭和 29 年から 31 年に建設された、平屋建ての住宅でありまして、合計 27 棟 80 戸の規模でございます。市営入船住宅への住み替えなどによりまして、平成 13 年度以降より空き家になっていたもので、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき用途廃止して解体することから、条例別表の管理戸数を改正するものであります。

さらに、公営住宅等の定義規定に、市営住宅条例であることから「市が設置する」という表記を追加することや文言の整理など、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行を予定してございます。

委員長

「議案第 9 号について」

(建設) 建築住宅課長

議案第 9 号訴えの提起について説明申し上げます。

本議案は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟を提起するものであります。

当該入居者は、平成 17 年 5 月分からの住宅使用料を滞納しており、以後、一部納付はありますが、滞納を繰り返して、これまでの再三再四の催告にも応じず、納付誓約書が提出されるも不履行となるなど、当人の対応には誠意が見られず、21 年 3 月には滞納月数 44 か月、滞納額 84 万 7,200 円となっております。そのために、21 年 3 月 30 日付けで小樽簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。相手方から異議の申立てがありました。その結果、訴訟への移行となりますが、訴訟の提起は議会の議決を要するために、支払督促の申立てをいったん取り下げたところでございます。その後、21 年 4 月 24 日付けで支払期日を 5 月 15 日と指定し、滞納家賃の一括返済を求める住宅明渡し請求の最終通告を行ったところですが、支払期日になっても納付されなかったため、相手方に対し、賃貸借契約の解除通知を行ったところ。このまま当該入居者に入居をさせておくことは、市営住宅の管理上及び使用条件を遵守している他の入居者との公平性の観点から到底容認することはできないため、訴訟もやむを得ないと判断したものでございます。

委員長

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

建設部長

平成 20 年第 4 回定例会の建設常任委員会におきまして、古沢委員の質問に対しまして、答弁に間違いがありましたので、この場をおかりして訂正申し上げます。

古沢委員からの「雇用促進住宅銭函宿舎を公営住宅等として買い取る場合の補助の割合はどうなっていますか」との質問に対しまして、答弁は「公営住宅法に基づく公営住宅として買い求める場合は該当しません。ただし、単独でやる場合には、45 パーセントの単独費、55 パーセントの国費となります」と説明いたしましたが、正しくは、国からの地域住宅交付金は、公営住宅法に基づく地域優良賃貸住宅及び単独住宅ともに 45 パーセントであると訂正

申し上げます。

今後は、このような間違いのないように注意を払って答弁してまいりたいと考えております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

古沢委員

議案第 8 号と小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について

少し口早に進めたいと思いますが、まず議案第 8 号と報告の小樽市賃貸住宅長寿命化計画に関連してお伺いします。

議案第 8 号は、市営長橋 B 住宅 80 戸を用途廃止して、市営住宅条例別表の公営住宅の管理戸数を 3,390 戸から、3,310 戸へと改めるものですが、同時に今定例会では、一般会計の補正予算追加分で、実は市営オタモイ A 住宅 122 戸と市営最上 B 住宅の一部、7 棟 32 戸、合わせて 154 戸分の解体事業費として 3,354 万円計上されています。しかし、先ほど言った提案されている条例改正の管理戸数、公営住宅の残りの 3,310 戸の中に、この 154 戸は含まれておりますから、管理上は戸数として残っていながら解体してしまうという、後先、逆のことが起きてしまっているというように私は思うのですが、これは追加予算の関連でいろいろあったかとは思いますが、この条例上の扱いはこの先どうなるのか、これが一つです。

関連して、長寿命化計画の報告がありました。実は小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中で、既に住宅別棟別活用計画というのがあるのです。ここで 3 次判定まで行われて、住宅単位で政策的・総合的判断が下されている。一つは、用途廃止、また、建替え、全面的改善、個別改善、維持保全であります。

それでお尋ねしますが、この 3 次判定において、用途廃止とした団地の名前は、それぞれありますけれども、用途廃止と判定された合計戸数は何戸か、そして建替えと判定された戸数は何戸か、同じように全面的改善、個別改善、維持保全、それぞれについての戸数をお知らせください。

(建設) 建築住宅課長

今の御質問のうち、用途廃止の条例改正と予算の計上の仕方については、私のほうから答弁させていただきます。

今定例会におきまして国の臨時交付金の予算のうち、市営オタモイ A 住宅と市営最上 B 住宅の解体工事の予算が計上されてございますけれども、これの用途廃止の条例改正が行われないのは、ちょっと順序が逆ではないかというお話でございますけれども、実情としては、先ほど説明申し上げました、市営長橋 B 住宅の用途廃止の条例改正につきまして、解体費用の予算は、本年の第 1 回定例会で議決をいただいております。これも平成 20 年度の国からの臨時交付金で、ちょっと時間のない中で先に予算が決まりまして、今定例会で条例の戸数を改正する議案を追加計上してございます。同じように、質問のありました市営オタモイ A 住宅と市営最上 B 住宅の解体費ですが、国の臨時交付金について国会の動きを見ながら、時間がない中で予算計上作業等を進めていたもので、条例改正の手続がなかなかいかなかったということで、今の予定としては、次回、9 月に条例の戸数の改正を予定してまして、解体工事を発注したいと考えてございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

(建設) 白川主幹

ストック計画の中で、用途廃止など、それぞれの位置づけられている戸数についてのお尋ねでございます。

現ストック計画は、平成 17 年度に策定されているものでございますが、その後、市営オタモイ住宅 2 号棟の建築なども進んでおりますので、現時点での数でお答えしたいと思います。

用途廃止の住宅戸数としては 628 戸、建替えに位置づけられている戸数が 459 戸、全面的改善に位置づけられて

いるのは 178 戸、個別改善に位置づけられているのは 1,873 戸、維持保全に位置づけられているのが 640 戸でございます。

古沢委員

個別改善、維持保全は、いわば現状維持と考えていいと思うのです。用途廃止はそのまま用途廃止ですから、管理戸数上は減ですね。問題は建替えなのですが、建替えというのは、最近の傾向で言うと、用途廃止をして建替えをするのですが、用途廃止した戸数より、建て替えた戸数のほうが少ないというのが状況としては見受けられますから、そうすると、これから長寿命化計画を策定する作業に入っていくのですが、流れとしては、現状の公営住宅等を含めた市営住宅の管理戸数が、長寿命化計画の中で言えば、減っていくという方向性が流れとしては見えてくるのですが、そういう流れになるのでしょうか。

(建設)白川主幹

建替え戸数とそれから新たに建てられる戸数との差で減っていくのではないかと御質問ですけれども、ストック計画で建替えと位置づけられているのは、これらの 459 戸を今後、新たに建て替えて新しい建物をつくっていきますということにして、現在、市営オタモイ住宅 3 号棟、45 戸を建設予定で、間もなく工事着手いたします。ストック計画にはございませんが、その後も建替えの計画を予定しておりまして、この 459 戸と新たに建てられる戸数がどういうふうになるかというのは、まだ見えていないところではございますが、先ほど報告いたしました今年度策定の長寿命化計画の策定作業の中で、現ストック計画の点検、見直しを行いまして、また現状把握等を経た中で、今後の公共賃貸住宅の整備目標を定めて、小樽市として適正な管理戸数規模を見定めて計画を立てていきたいと思っておりますので、その長寿命化計画の中で検討していきたいと思っております。

古沢委員

この点は了解しました。

議案第 9 号について

二つ目は、議案第 9 号です。訴えの提起について伺います。これも端的に伺います。この相手方の世帯の状況、世帯構成と収入の状況について、まずお知らせください。

(建設)建築住宅課長

訴えの提起の相手方家族の構成、収入の状況ということでございますけれども、相手方の世帯は本人と子供の 2 人世帯でございます。両名とも働いてございまして、収入は合わせまして 300 万円弱となっております。

古沢委員

そうしますと、例えば仮にですが、2 人世帯で 300 万円弱の収入から控除分を引いて、市営住宅条例第 24 条に基づく減免の可能性の有無について、検討されたことはありましたか。

(建設)建築住宅課長

条例第 24 条の減免の可能性を検討されたことがありますかという御質問でございますけれども、滞納当初から、基本的には段階がいろいろございまして、督促状、電話、それから訪問して、その後催告書の送付等がございますけれども、基本的には滞納がある場合、分納計画を立てる中で、いかにしてその滞納額を減らしていくかという点か、納付していただくかということで納付交渉をするという考え方でございます。今回のこの相手方につきましては、当然、分納誓約が履行されまして、納付があれば減免の相談にも応じるということの状況でございましたが、当該入居者は、これまでの分納の誓約も不履行になるような状況だったことから、ちょっと残念ながらそういうことにはならず、減免の検討には至っておりません。

古沢委員

第 24 条は、収入だけというふうには書いていないのです。いわゆる生活実態といいますか、病気だとか、災害だとか、そういうような不測の事態が起きた場合についても減免の対象になるのですが、母親と息子の 2 人世帯だと

聞いております。収入が合わせて 300 万円といたしますから、2 で割ったとしても 150 万円です、大体。百四、五十万円というところです。通常で考えますと、いわゆる非正規型の雇用状況に近い収入というふうに考えられます。ですから、いろいろな事情というのが含まれているとは思いますが、大変御苦労はされていると思います。そのことはお話を聞きましたからわかりますが、最近のことに限ってだけ聞きます。本年 3 月 5 日に住宅の明渡しについて文書を手渡しされたというふうに聞きましたが、受け取ったのはどなたで、どういう対応でしたか。

(建設) 建築住宅課長

3 月 5 日の催告書の件でございますけれども、本人に直接会いまして、明渡しの通告という、そういう内容の催告を提出いたしました。

その際には本人は、わかりましたということで、特にそれに対しまして申立てというのはなかったということでございます。

古沢委員

大変なことを簡単にわかりましたというふうに言う母親の気持ちも、どうしてかというふうには思うのですが、それまでも例えば電話で、あるいは面談で納付催告、納付奨励を行った際、母親の対応の仕方というのは、例えばどのような様子だったのですか。

(建設) 建築住宅課長

この相手方の対応は、電話や面談等には、特に何か事情等を話すようなタイプではなくて、はいはいと言って、そういうふうに聞きながら誓約等も不履行になってしまっている。そういうような状況でございました。

古沢委員

この間、3 月 31 日に住宅使用料が 1 か月分、口座引き落としで入りました。同じときに、簡易裁判所を通じて支払命令が出ています。これに対して 4 月 20 日に異議申立て、形としてはそういう様式なのでしょうけれども、異議申立てというものが簡易裁判所に出されておりますが、簡単でいいのですが、この内容と、この間に例えばもう一人、もう二十歳といえば一人前の成人ですから、息子から行政側に何らかの態度表明など、なかったのでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

簡易裁判所への支払督促に対します異議申立ての内容は、3 万円の分割払を希望する内容でございます。

それと、今、子供のほうから何かありましたかということでございますけれども、支払督促が、4 月の送達になるのですが、それ以前、先ほど御質問ありました 3 月 5 日に明渡しの通告をした後に、3 月中に電話がございまして、何とかこのまま住み続けることはできないでしょうかというような問い合わせがあり、事情を説明し、滞納が著しいですので、滞納になっている部分を納入するようお願いをしたところでございます。

古沢委員

税金の場合と違って、この場合は裁判所の力をかりた支払命令です。この後、明渡しの訴えになるわけですが、少なくとも相手側からは 3 万円の分割で払わせてほしいという申出があったわけですが、これに対して相手側と行政側で協議というか、話し合いは持たれているのですか。

(建設) 建築住宅課長

話し合いは持ってありません。

古沢委員

持っていないという理由は何ですか。

(建設) 建築住宅課長

相手方は滞納が長く続く中で、今までの経過もあるのですけれども、昨年、支払督促の法的措置をとる旨の通告をしたところ、昨年 12 月末までに、その時点で 71 万円あったのですけれども、一括納入するという誓約書が昨年 10 月に提出がありました。その際に、ちょっと一括というのは無理でないかという協議もしたのですけれども、確

認したところ、これが無理なら退居を考えますと、また、この間に法的措置されても仕方がないというようなことでありました。結局、年内いっぱいになりましても、不履行になってしまいました。その際に、さらに本年 2 月末までには間違いなくお金が入るので、何とか延ばしてほしいという申出がございまして、それを待ちましたが、結局 2 月末までにも約束は守られなかった状況です。また、いずれも相手方から遅れる旨の意思表示がなくて、こちらから連絡して不履行になるというのがわかる状況で、誠意のない状況ということで押さえているところです。また、これまでも分割払の誓約書が不履行になっている経過もございまして、この異議申立ての 3 万円なのですけれども、今後、自主的に滞納家賃の分割払を履行することは困難だと判断してございまして、やむを得ず訴訟の提起に至っている状況です。

古沢委員

大変苦勞されているのはよくわかります。よくわかるのですが、誠意がないというふうに行行政側が判断する場合と、悪質だというふうに判断する場合と、それはいろいろ中身が違ってくるわけです。ですから、要するにこの議案からは、なぜ誠意がない対応をとらざるを得ないのかと、そういう相手側世帯の生活実態が見えてこないのです。私としては、ぜひいま一度、この簡易裁判所に出ている月々 3 万円の分割希望ということについての内容について、何よりもこの母親と子供の暮らしぶりについて、何に困ってこれほど家賃を滞納せざるを得なかったのか、それから母親の対応の仕方などを聞きますと、これは想像の域を出ませんけれども、いわゆる例えて言えば生活管理能力と申しますか、そういったものがすっかり備わっておられる方なのだろうか、例えば障害を持っていたり、その他いろいろ事情があったりする、そういうようなことだってあったりするのではないだろうかという心配も、実態が見えてこないから、結局、思ってしまうのです。ですから、いま一度その点を詰めるべきだというふうに私は思いますが、いかがですか。

(建設) 建築住宅課長

相手方の状況がなかなか見えにくいというような御質問でございますけれども、普通に働いてございますし、会って話をしても、特に生活する上で何か判断が欠落しているとかというようなことではなく、通常の話はされます。子供のほうも、私はちょっとお会いしたことはないのですけれども、電話でうちの担当の者が話したところでは、既に社会人の話し方できちんとした対応だったということです。また、家を臨戸訪問した際には、玄関先になりますけれども、それほど乱れている感じではなくて、きちんと生活されているようなことで考えております。

古沢委員

これは後ほどまた討論で態度表明させていただきましても、母親が約 150 万円の年収、二十歳の息子が 140 万円ぐらいの年収というのですから、なかなか大変な世の中になったなというふうに私は思っています。

長橋なえぼ公園の駐車場整備について

長橋なえぼ公園の整備について、特に駐車場整備についてお伺いしたいと思います。

実は、長橋なえぼ公園は、もともとは国有地で、当時で言えば営林署が管理する苗畑、苗ぼだったわけですね。この長橋なえぼ公園の経緯について、簡単に紹介してくれませんか。

(建設) 堤主幹

長橋なえぼ公園の経緯でございますけれども、今、委員がお話しされたように、明治 26 年に国の林業振興策として第 1 号の苗畑として開設をしました。それがずっと時代を経まして、昭和 60 年に苗畑が廃止になりました。そうということで、ここの地区の苗畑自体がなくなるということで、63 年に市で長橋なえぼ公園の用地を取得するというのを正式決定いたしました。それで、平成 2 年 9 月に総合公園としての都市計画決定をして、用地取得の開始をさせていただきます。6 年度に 31.1 ヘクタールの用地を、国有地でございまして、取得いたしまして、9 年 5 月に長橋なえぼ公園のオープンという形になっております。

古沢委員

実は、あのエリア全部を取得したわけではないのですよね。長橋なえぼ公園の入り口左手側に 2,400 平方メートルほどのスペースと小樽森林事務所というのがあります。平成 5 年にこの事務所が建設されておりまして、この建設費はどこが持ったのか、そしてその森林事務所は現状どのような使われ方をしているのか。

(建設) 堤主幹

実は、この森林事務所は、先ほど言いましたとおり、苗畑が廃止になったときにも、小樽森林事務所として、そこに事務所、住宅、倉庫、それから車庫等が建物としてございました。平成 5 年から用地取得を始めたときに、そういった施設の機能回復をしなければならないということで、今、委員からの御指摘があったとおり、隣の国有地 2,447 平方メートルでございますが、その一部が残ってございましたので、この長橋なえぼ公園補助事業の中で、4,000 万円ほどでございますが、機能回復補償、公共補償といったことでそこに建物を建てて事務所を移転していただいたという状況でございます。

それで、これが 5 年度に完成したわけでございますが、16 年で実はこの小樽森林事務所は人員の配置を廃止し、機能は余市森林事務所が引き継ぐという形になって現在まで至っておりまして、職員が月に 2 回ほど、この事務所に寄って、小樽市内にある国有林の管理をしているという実態で、今は事務所としては無人の状況になってございます。

古沢委員

桜の季節ですが、皆さんも御承知のとおり、長橋なえぼ公園前の塩谷街道には、最近では自家用車以外に、大型バスも横づけで何台も入ってくるのです。ですから、いわばあそこは、その時期はもう片側通行状態なのです。それで、実は今お答えいただいたように、国の森林事務所は、使っていないのではないかと。あいているのだから、鎖を外して車を置くように使わせてもらったらどうだろうかというふうに、事務方の人とそんなことが話題になったのですが、早速、動いてくれて、若干の変化はあったようなのですが、どういうふうになりましたか。

(建設) 堤主幹

委員から御指摘がありまして、私どものほうで、早速、余市森林事務所に行きまして、そのチェーンのかぎを貸していただいて、そのとき一緒に臨時駐車場として使わせていただきたいということの了解を得まして、あけたところでございますが、たまたまあけた時点がもう桜が散りかけていたということで、利用客がなかったという実態がございましたけれども、一応開設したという形になってございます。

古沢委員

実は、なかなかいいスペースなのですよね。

せんだって、私どもは北海道森林管理局に出向きました。使っていない敷地が 2,400 平方メートルあり、小樽森林事務所という看板はまだ立っているけれども、もとを正せば小樽市が建てた建物だから、公園として一体で有効に活用させてくれと。ありていに言えば、小樽市にただで来てやってくれないか、そうしたら駐車場スペースとして使えるのだからと言って、管理局と交渉しました。担当の方 3 人が対応したのですが、日本共産党という一政党が行って、はい、わかりました、国の財産ですけども小樽市に上げますなんて、返事はおいそれとくれませんよね。原則、事務所の廃止は考えていません、時には使う場合もありますから、こういう答えでした。それが月に二、三日ということですけども、実態的にはほぼ使われていません。もう平日も、朝も昼も夜も全部、入り口の部分に通行禁止で鎖がかかっている状態です。それで、その際に大分議論したのですが、私たちもそういう事情は承知しているからいい返事をもらえとはそもそも思っていないと。相手は相当若い管理職の方でしたけれども。けれども、これを小樽市が相談に来たらどうだろうか聞いたのです。そうしたら、小樽市が要望されるのであれば、検討しないわけでもないとのことでした。一応廃止はできないということを前提にしているのだけれども、それは我々が言ったからそう答えたのであって、小樽市が相談してくるのだったら、門前払いするとか、そういうことに

はならないでしょう。検討するということにはなるとは思いますというふうに、そういうお話は出ておりました。それはお知らせしておきますので、検討の中に入れておいていただきたいと思うのです。

そこで提案です。一つ目は、4,000 万円もかけて建てたい建物なのでもったいないのですが、全面的に使わなくなった建物も解体すれば相当数の駐車スペースが確保できる。ですから、できればそういうふうに使えないか。また、使い方についても小樽市に任せてくれないか。公園附帯施設として一体管理したいということで、国側と検討いただきたい。

二つ目は、国がどうしてもあの事務所は形として残したいと、形上の建物にこだわる傾向がありますから、そういう建物を残したいとするのであれば、建物が残っても、建物の周辺も含めてスペースを十分活用させていただくとすれば、10 台、20 台は、上手にとめればとめられるスペースがある。ですから、そういう使い方を、最初は五、六台ならいいですみたいな話だったのですが、もう少し一歩進めて有効活用していただくようにして相談してほしい。オーケーが出たら、やはり春先の一番込み合う時期に、そちらに車をとめられますという案内もちょっと必要になりますね。ふだん使われていないから、わからないわけですから。ですから、そういうことは工夫としてあると思います。

もう一つ、市が用地取得した部分で、長橋なえぼ公園の入り口、右手前に若干のスペースがあります。おおよその車の台数で言えば六、七台分のスペースがあります。そこを駐車スペースとしてぎりぎり活用できないか。どこかの議員の方が、長橋なえぼ公園の中にパークゴルフ場をつくれと言っている話とはわけが違いますから、一緒にしないでほしいと思うのですが、この提案も含めていかがでしょうか。

(建設) 堤主幹

建物を解体して全面的に使うとなると、当然、時間がかかる部分がございますので、我々としては、実態としてすぐ使える状況というのが一番いいわけでございます。そういった部分でいきますと、今年、かぎを借りた中で相談申し上げましたところ、使うのは一向に構いませんというお話もいただいておりますので、来年の春、桜の時期の前には、建物周辺に 20 台ぐらい、うまく区画割りすればとめられますので、どういった区画割りをするかというのをまだ検討はしてございませんけれども、そういった形で少しでも臨時駐車場として多くとめられる方向で検討していきたいと思っております。

また、案内についても、看板等を立てて、臨時駐車場があるということの周知はしていきたいというふうに思っております。

それともう一点、手前右のところに、実は雑草が倒れたりしている形の場所があります。今できますという話もできませんし、また、できないという話もできませんが、長橋なえぼ公園ができた経緯もございまして。市民団体の皆さんからの意見ももらってあの施設を整備してきたということもありますので、現在 13 台の駐車場もございまして、自然館の前にも若干駐車場スペースがございますので、今、かりる場所も含めて総合的に判断した中で、それでも足りないのであれば、委員の御指摘の場所も検討の値はあるかと思いますが、しばらく今の状況の中で使っていて、現状を見たいというふうに思っております。

古沢委員

今の件は、よろしくをお願いします。

開発行為による道路の市への帰属について

最後の質問です。

事前に用地管理課長に、実は相当古い開発行為にかかわって、オタモイ 2 丁目 30 番 1 号、地番で言えば 2 丁目 9 番と 10 番、この開発行為での取付け道路についての簡単な経緯について、聞かせてほしいというふうにお願ひしてありましたので、ちょっと聞かせていただけますか。

(建設) 用地管理課長

オタモイ 2 丁目 30 番 1 号の道路についての現状、それから経過についての御質問ですけれども、この道路につきましては、建築基準法上の既存道路の扱いになっておりまして、土地の所有者は個人ですので、私道というような位置づけになっておりました。この私道についてですけれども、土地所有者から沿線の住民の方に対して、土地の買取りを求められ、沿線の住民の方たちと土地所有者との話し合いが行われたというような経過がございます。その話し合いの結果、この土地を市のほうに寄附したいというような申出がございました。市としましては、この土地が幅員で言いますと約 8 メートル、それから現況が既存道路扱いになっているというようなこともありまして、そういうようなところを考慮しまして、管理道路として平成 16 年に寄附を受けております。現状としましては、市は管理道路として、防じんの舗装程度、必要最小限度というような形になるかと思うのですけれども、そういうような形で管理をしている道路になってございます。

古沢委員

昭和 46 年の開発許可にかかわる、それにつながる道路問題だったのですが、二つだけお願いしておきます。

一つは、現状、除雪ランクは第 3 種 - 4 で位置づけられている。これを、長い御苦労にこたえるために、第 2 種に格上げする検討をぜひ進めていただきたい。

それともう一つは、今、小樽市に寄附をされた部分の先も実は道路なのですが、私有地なのです。これについて何かいい方法を検討できないか、研究テーマにしておいていただきたいというのが要望であります。これが二つ目です。これは要望ですから、答えは要りません。

除雪ランクはぜひ第 2 種に上げてください。

二つ目、雪対策課長にこれも昨日、ちょっと後で答えてもらいたいと言っていたのですが、幸 2 丁目 25 番、市道幸パークシティ第 5 分線、佐藤宅先に続く数十メートルの道路があります。ここの除雪状況は今どようになっていますか。

(建設) 雪対策課長

市道から延びる数十メートルにわたる私道の除雪ということでございますけれども、この道路自体、私も現地に行ってみました。その中で、通学・通勤の方が市道塩谷線への短絡路として利用されておりまして、冬期間も地先の方が私道の除雪をしております。そういう意味で、私道であっても、不特定多数の方が通っているということで、3 年ほど前から除雪も行っております。この除雪の回数につきましては、市道を通るときに、状況によって除雪を行っているところでございます。

古沢委員

現在、この数十メートルの道路は、地目は公衆用道路なのですが、所有権がどうなっているか、承知していますか。

(建設) 用地管理課長

平成 19 年までは、ここの開発をした業者が持っておりました。19 年に所有権が変わっておりまして、現在はこの開発者以外の方が持っておられると承知しています。

古沢委員

東京の業者ですね。

(建設) 用地管理課長

はい、東京の業者です。

古沢委員

この道路部分、実はわずか数十メートルなのですが、開発許可で言えば、平成 2 年、ナンバー 11 で市が許可をした開発の結果つくられた道路です。ところが、開発行為でつくられた公共施設、道路でありながら、この部分は小

樽市に帰属していない道路なのです。ところが、公衆用道路でわずか数十メートル、一見、何の価値もないと普通は思われる土地が、実は最近、転売されるのですね。

先ほど言ったオタモイ 2 丁目 30 番 1 号の道路も、実は転売、転売されて、生活道路であるのは明らかなのだけれども、不動産業者に売られてしまう。そして、地先住民に、さあ買えと迫る。車の乗り入れはだめだということもある。

もう一つの例は、北海道拓殖銀行破たん後の後処理問題で、当時の R C C、整理回収機構から、拓銀所有になっている道路用地について、小樽市にたしか 32 本だったか 33 本を無償譲渡するから受けてくれないかという申出がありました。しかし、小樽市は 11 本だったと思いますけれども、それしか受けないで、あとは受けませんと言って受けませんでした。その区分けは、きっと市道認定基準か何かなのでしょうか。その小樽市が受けなかったところの道路で、また同じようなことが緑町で起きました。それを、平成 15 年第 4 回定例会の予算特別委員会の 2 日目だったと思いますけれども、私は実態に即して相当議論した。そのとき、議論の最後に市長に私は答弁を求めたのですが、市長はどのように答えたか、これも用地管理課長に調べておいてほしいと私はお願いしましたよね。

(建設) 用地管理課長

平成 15 年第 4 回定例会の予算特別委員会での市長の答弁といたしましては、最後の結論のところから読ませていただきますと、「一つの基準としても、こういう例外的なものもあるわけですので、この辺はこれからどう処理していくかということの一つの課題として、これから十分内部で協議させたい、こんなふうに思います」という答弁をしております。

古沢委員

それで伺いますけれども、この 5 年間でいいです。都市計画課長に聞きます。5 年間に、何件の開発行為があったか。そして、そのうち開発行為によってつくられた道路で、所有権が小樽市に帰属した道路が何本で、延長距離は何キロメートルで、所有権が小樽市に帰属しなかったその他の分は何本で、延長は何キロメートルなのか、わかれば教えてください。

(建設) 都市計画課長

過去 5 年の開発行為の状況ということで、平成 16 年度から 20 年度における開発行為の状況を説明いたします。住宅地分譲やそのほか店舗など合わせて、全体として開発行為の件数といたしましては 24 件でございます。その中で、開発行為の中で道路がつくられた延長といたしましては、約 3,741 メートルでございます。本数については、申しわけございません、今ちょっと数字を持ち合わせておりません。そのうち、市に帰属した延長といたしましては、約 3,686 メートルでございます。ですから、残り約 55 メートルが市に帰属していない延長ということになります。

古沢委員

この分かれる理由は何ですか。

(建設) 都市計画課長

開発行為の許可申請に当たりましては、道路に限らない話でありますけれども、そういった整備する施設に関して、あらかじめ市に帰属する、あるいは帰属しないといったことも含めて、事前に事業者と市が協議を行います。道路について申し上げますと、いわゆる市道の認定基準というものに合うかどうかというようなことを踏まえながら、市道の管理者サイドとも調整して、その上で帰属するものについては市が譲渡を受けています。帰属しないものについては、譲渡を受けないというようなことで行っているということでございます。

古沢委員

おかしいのではないですか。小樽市は、都市計画法を受けて開発指導要綱というのを定めていますけれども、道路に関する部分は、その要綱の第 6 条です。今言った帰属先をどうするかということも含めた事前協議なんていう

のは、その要綱の中にありますか。少なくとも第 6 条の中で、協議をするという場合は、それは道路の新設や改良についてのあり方、つくり方、そういう問題について協議するというふうにはなっています。だけれども、帰属について、事業者と協議するというふうになっていますか。第 6 条ではどうなっていますか。

(建設)都市計画課長

小樽市開発指導要綱の第 6 条第 8 項におきましては、「事業者は、開発区域内の道路で第 5 項に規定する以外の道路及び開発区域外の既存の道路から開発区域に通ずる道路を新設し、又は改良する場合は、市長と協議のうえ整備するものとする。この場合において、事業者は、道路用地を無償で市に譲渡しなければならない」。この中で第 5 項については、「開発区域内で都市計画決定されている幅員 12 メートル以上の道路(国道及び道道を除く。以下同じ。)については、当該道路用地のうち幅員 12 メートルまでの用地は、無償で市に譲渡(計画線の開発区域にかかる場合は、計画線の中心線から両側各 6 メートルまでは、無償で市に譲渡)しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。」というふうに規定されております。

古沢委員

第 6 条では開発行為でつくられる道路、つまり公共施設は小樽市に帰属すると述べています。事業者は、小樽市に譲渡をしなければいけないということを定めた要綱です。この帰属の問題と、市道の認定基準だとか、除雪の何とかだとか、道路の維持・管理のあり方だとかというのは、別の問題です。現況が、道路であって、所有権は小樽市であるけれども、例えば除雪のあり方も違ったり、整備の仕方も違ったり、水道局の用地でありながら舗装をされて立派な生活道路であったり、管路用だけの道路であったり、その維持の仕方はいろいろあります。除雪も含めていろいろあります。だけれども、帰属の問題については、協議の対象ではない、開発行為を許可した段階でつくられた、完了した段階でつくられた道路については、これは小樽市に帰属する、そういうものなのではないですか。部長、いかがですか。

建設部長

開発行為に係る道路の帰属ということでございますけれども、先ほど都市計画課長からありましたように、第 6 条第 8 項の中では、新設、改良する場合は、市長と協議の上、整備をするということで定義をされております。実際の中では、そういう形で市道認定基準に合うものについては、協議の中でこれは市道としてきちんと譲渡を受けます。ただし、市道としての認定基準に合わないというものについては、開発者と協議の中で、そういったものとしては市で受けることはできないという形で、事前の協議の中で開発行為についての許可を与えている、こういう状況でございますので、確かにその認定、市道の管理等は別問題であろうという形の指摘はあるかと思っておりますけれども、市としては後ほどの管理も含めて、いろいろと考えていかなければならない条件もありますので、そういった形でこの開発指導要綱については進めているということでございます。

古沢委員

私がなぜこだわるかというと、幾つか例をさきに挙げましたけれども、そういう問題の防波堤になる最も有効な方法は、少なくとも開発行為によってつくられる道路について、その帰属先はすべて小樽市にすることです。そうすることが最大の防波堤になるのではないですか。そうでなければ、同じ開発行為で開発されたエリアに、それぞれ市民の皆さんが買いますよ。がけ地の見晴らしのいいところにたまたまその方は買った。そうしたら、そこが行き詰まりだから、何十メートルか。市は受けなかった。そんなこと、買う人はわからないですよ。だけれども、あとは大半は全部、市に帰属しているのです、例えばパークシティ幸の場合でも。ここで今度、先ほど言ったような問題が起きたときに、行政はそれは民民のことだから知りませんということで済みますかということについて、私は問題意識があるのです。そういう、いわば悪徳不動産業者みたいな者からの介入を防ぐ手としては、小樽市に帰属していれば、それは防げるわけです。もしそうでなかったら、その業者に、その部分を、区画を販売するかわりに、ここの道路については小樽市の道路ではありません、後々問題が生じるかもしれません、それを承知の上、買っ

てくださいという説明責任をきちんと果たせるのですか、行政の指導として。そんなこともしないでしょう。だからやられているのですよ。実際の道路なのだけれども、それがお金にかわるわけですよ。これ今すぐ答えというのは出せないと思いますし、せめて開発行為のというふうには私は言っているのです。もっと広げれば、もう大変で、抜け出すことができなくなるから、入り込むのに嫌になるぐらいなので、せめて開発行為というふうには今言っているのです。せめて開発行為の許可権者である小樽市長がその点だけでも解決、改善できないのだとしたら、これはちょっと問題ありだと思っております。これは、検討・研究を進めていただくということだけはお約束していただけませんか。

(建設)まちづくり推進室長

開発行為に関する道路の市の帰属への御質問でございますけれども、今、るる課長からも話がありましたけれども、これからの方法論としては、市の基準というのがある一つあって、市に帰属するというためには、市の市道認定の基準に合わないものはすべて排除するという方法も一つあるかと思っておりますけれども、小樽の事情として、山坂の多いこういう地形でもありますし、なかなか市の基準にすべて合わせるというのが難しい部分もありますので、これまで開発行為の中ではそういう基準に合わないものについても、一定の水準にあるものについては許可をしてきたという経緯がまずあります。ですから、今、委員のほうから改めて再度、いろいろな課題、問題提起をいただきましたので、内部でさらにこの問題、課題について整理して、考え方を再度私どものほうも整理していきたいというふうに思います。

古沢委員

わかりました。

終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

市内の駐車可能台数について

まず、駐車場についてお尋ねいたします。

先般、新聞に報道されておりましたけれども、小樽は非常に駐車場が少ないと。大変観光客から御不満が出ているようだという報道がありましたが、そのように認識されているのですか。

(建設)都市計画課長

駐車場に関する新聞報道でございますけれども、まず、この新聞報道は日本銀行札幌支店の北海道金融経済レポートの紹介であろうかと思っておりますが、ちなみにその記事を見てみますと、「旭川や函館に比べて駐車可能台数が極端に少なく」というような記事の紹介のされ方というふうになっております。これに関連して、もとのこのレポートを見てみますと、このレポートの中では、「小樽市が約 1,450 台であったのに対し、旭川市が約 1 万 1,800 台、函館市が約 7,000 台と、小樽市の供給量の少なさが際立っている」というような紹介のされ方をしております。これを踏まえて、市内の駐車場の状況を説明いたしますと、私どもで駐車場を利用する方々に、その場所や駐車可能台数など、そういった情報をわかりやすく、駐車場を使いやすいような形で提供するために、駐車場マップというものをつくっております。その中で、小樽中心部、それから手宮・祝津方面、それからばるて築港周辺として、その 3 地区について駐車場の情報を掲載しておりますけれども、まず小樽中心部が 1,926 台、手宮・祝津方面が 220 台、ばるて築港周辺が 5,000 台、これらを合計いたしますと 7,146 台ということになります。

それから、その他観光バスのそういった大型の駐車場でありますけれども、これにつきましては、市役所の観光振興室とそれから小樽観光振興公社が連携して、これも観光バスの駐車場マップというものをつくって、バス協会

に配布などをしているというふう聞いております。その中で紹介しておりますのは、夏場、4月1日から11月30日については、中央ふ頭基部で台数が20台、それから冬期、12月1日から3月31日としては、小樽市総合博物館の駐車場として10台、このほか北一硝子観光バス専用駐車場として、これについては大型については45台というふうになっております。そのほか、小樽市役所内の駐車場を土日・祝日利用できるという形で、約10台収容できるという形で紹介しているということでございます。

今、委員から御指摘がありましたその不足といった状況に関しては、いわゆる観光バスの駐車場の需要とか、それからニーズとか、実際のそういった観光バスなどの駐車場の関係については、観光サイドからの意見を私どもとしても聞いてみたいというふう考えております。

井川委員

極端に1,450台というのはどこから出た数字なのかわかりませんが、旭川市の10分の1ということはありませんね。それで、今後、本当にもし足りないのであれば、何か対策、例えば空き家を壊して駐車場にするとか、老朽化している市の施設を壊して更地にして駐車場にするとかと、何かそういう対策をとるお考えはありますか。

(建設)都市計画課長

駐車場に関しては、先ほど申し上げましたとおり、一つはやはり利用する方々によりわかりやすく情報を提供し使いやすくするようにする、そういったことを実施しながら、既存の駐車場の有効利用というのがまず基本であるというふう考えております。そういった中で、今、こういった場所に駐車場を整備しようというような事柄については具体的予定はございません。

井川委員

わかりました。それで、やはり観光客というのは、そういう新聞記事を見ていると、ああ、小樽へ行っても駐車場があまりないのだという感じで、個人的にもあまり乗用車ではいらっしやらないのではないかと思います。それで観光客が減っていく要素の一つになるのではないかと、私もちょっとこれを見て大変感じたのです。今どんどん観光客が減っていますので、減らない状況をつくっていくためにも、やはり駐車場は安心できるような数を要望したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか、その辺は。

(建設)まちづくり推進室長

市内の駐車場の不足に対する対応でございますけれども、課長から話がありましたように、市内の中では点在している駐車場はあるのですけれども、実際、観光客がバスをとめる場所とか、ある程度集中している部分があって、そこから離れているところにはちょっととめづらいという、そのような背景もありまして、そういった場所での駐車場が不足していて、ただ、全体では結構ありますという、そんな状況かと思っています。その中で観光客がよく行かれる、いわゆる観光の中心部に駐車場を確保するというのは、土地の問題だとかいろいろありまして、なかなか難しいのではないかとというふうに私どもは基本的に思っています。ただ、そういった全体的に駐車場がどのくらい不足しているとか、バスも含めてそういった情報というのは、ちょっと私どものほうではしっかり押さえている部分がなくて、観光振興室のほうでそういった部分も押さえているところがあると思いますので、そういったところからも情報ももらいながら、全庁的にどういうことができるのかということも含めて、協議もしてみたいと思いますけれども、市がそういったところで駐車場を整備するというのは、現実的にはちょっと厳しいのではないかと認識ではあります。

井川委員

財政が厳しい折、大変だと思います。それで、個人の所有しているところで大きなうちで廃きよに近いようなところも、たくさんありますよね。そういうところもやはり撤去してもらって更地にするよう、指導をしていってほしいという私の希望なのです。市が駐車場をどんどんつくりなさいということではなくて、やはり個人的な駐

車場でも、今、市でもどこでも有料ですから、そういう部分についても指導していただきたいと思います。それは要望でございます。

ＪＲ小樽駅のエレベーター設置について

続きまして、今、補正予算で計上されていますが、国のほうから臨時交付金をいただいております。小樽市には市長に言わせたら少なかったということですが、私も大変少ないなと思っております。人口にかかわらないという予算だそうで、予算の見積りにも問題があったのではないかというふうに思うのですけれども、いろいろな地域でそれぞれ特色ある要望をしているのです。

その中で、今、安全・安心の実現という部分に政府も力を入れていますが、駅のバリアフリー化事業というのが大変見直されているのです。それで、例えば三重県では、政府から１億円ももらっているのです。今、小樽駅が、１年間で３２０万人ほど乗降客がいるということで、それだけの乗降客がありながら、バリアフリーにもなっていない、もちろんエレベーターもついていない。私も毎日ＪＲで通勤して見ているのですけれども、障害者の方を駅員の方が２人が３人がかりで持ち上げて、一回エスカレーターに乗せて、降り口でまたエスカレーターから何人かでおろしていく感じで、非常に大変な様子を私はいつも見えています。そういう部分もあって、やはり今、エレベーターぐらいあってもいいのではないかという感じが私はいたします。それで、駅から頼まれたわけでも何でもないのですけれども、市民の皆さんにとってはエレベーターがあると、やはり足の悪い方でもエスカレーターに乗っていくのですけれども、なかなかエスカレーターも乗れないお年寄りが結構いらして、荷物もあったり、リュックサックも背負ったりしている方も見受けまして、何で小樽駅にエレベーターがないのだろうというお話もたびたび聞いております。それで、今まで小樽駅側と何かエレベーターの設置について話された経緯がございますか。

（建設）まちづくり推進課長

ＪＲ小樽駅のエレベーターにつきましては、今、委員からお話があったとおり、今回の臨時交付金の中で、何とかエレベーターを設置したい、バリアフリーにしたい、安全・安心を実現したいというＪＲからの御要望はいただいているところでございます。

井川委員

国の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金事業でも、市の持ち出しは３分の１と、非常に高額ですよ。けれども、今、各知事だとか各市長さんが、国からの助成金でほとんどやってほしい、市は持ち出しできないという話をしていますよね。駅をこれバリアフリーにして、例えばエレベーターをつけるとしたら、大体どのぐらいの予算がかかるのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

ＪＲからお聞きしている額は、エレベーターとか、エレベーターの風除室ですとか、駅舎の切符の改札口からエレベーターに行く通路の拡幅だとか、いわゆるそういう駅舎全体をバリアフリーにする費用として、全体額として１億２、０００万円程度必要だというふうにお聞きしております。

井川委員

私も、駅がかなり立派になって、そして小樽駅として、観光客が年に７５０万人も来る都市にふさわしい駅になるといううわさをちょっと聞いておりました。ＪＲの方も、今度、少し駅を立派にしなくてはという話もしていたのです。小樽市が築港の土地を買ってくれないということで、何かだんだん遠のいていっているような感じもして、ちょっとだんだんそれが薄れてきていそうな感じなのですね。ＪＲのほうもすごい大きな構想を持っていて、今、ＪＲ北海道バスの乗り場になっている辺りまで駅をずっと伸ばして行って、そして今、大体ホームも非常に狭いし、そして本当に粗末なホームですよ。上野駅をミニチュアにしたということで、歴史的な価値があるのでしょうかけれども、７５０万人が来る駅にふさわしいかといったら、決して私はふさわしいとは毎日通勤して思わないのですけれども、そのような構想もあって、これはちょっと駅前も含めていい構想になるのではないかと思ったら、ど

んどん遠のいていっている。それではやはり何とかバリアフリーぐらいして、エレベーターをつけるぐらいの市の予算があってもいいのではないかと思うけれども、市も大変だということで、もし例えば次の交付金にちょっと期待をしまして、またさらに緊急的な交付金をまたいつか出しましょうということ国の方で一応言っているのですけれども、いつになるかわからないのですけれども、そういう部分もしいただけたら、そのエレベーターをつくとか、そういうことに対して駅と相談をするという考えは、部長、あるでしょうか。

建設部長

今、課長のほうからもいろいろあったのですが、JRからはそういったことで御相談は受けております。ただ、1億2,000万円という金額の中で、国、市、事業者が3分の1ずつという負担割合になりまして、小樽市の負担は4,000万円ということです。実はかつてエスカレーターの整備をしたときも、同様の方法で負担をして整備をしたということございまして、使い勝手の悪いという部分であるのですけれども、現実にはバリアフリーになっているという認識は持っています。ただ、今、委員からもありましたように、非常に高齢者等々にとって使いにくい部分があるということです。また、JRからお話があった当時、臨時交付金関係については、JRからいろいろな情報だとか話はあったのですが、我々の押さえている部分とは違っていましたので、市の負担というのはやはり相当かかるだろうという認識を我々は持っていましたので、なかなか話は進まなかったのですけれども、公共投資臨時交付金関係は、これからどうなるか、まだ具体的に明らかになっていない部分がたくさんありますので、今後、その臨時交付金の関係の推移を見ながら、我々としてもできる限りの対応をしていきたいと、こういうふうには思っています。

井川委員

どうぞよろしくお願いたします。

市営住宅の解体撤去について

次に、先ほど臨時交付金で市営オタモイA住宅と市営最上B住宅を解体・撤去するということがあったのですけれども、撤去費がかなり高額になってきていまして、臨時交付金でも来なかったらできない事業なのですけれども、例えばまた臨時交付金が来たら、次はどこを撤去する予定なのでしょうか。

(建設) 白川主幹

私どもで把握しています市営住宅の中で答えさせていただきたいと思います。公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中で、用途廃止として位置づけられている住戸の戸数としましては、先ほど古沢委員の質問にも答えましたように、628戸ございますけれども、そのうち、今、市営オタモイA住宅、市営最上B住宅について、補正予算で計上させていただいておりますが、一棟の中に住まわれている方がいない棟については、周辺の環境整備ですとか景観性の向上、それから防災時の安全性向上等を図るために、やはり解体していきたいというふうに思っております。その628戸の用途廃止のうち、募集停止をしている政策空き家としている住宅、そのうちの今も言いました棟の中に住まわれている方がいない棟として、市営桂岡住宅、それから市営オタモイE、F、G住宅などに、あいた住戸、棟がございます。それらを合わせますと29棟142戸があいている状態です。今、地域住宅交付金の中では、土地利用のない住宅での解体につきましては、交付金の交付はございませんので、単費ということになりますので、できればそういう新たな臨時交付金等がございましたら、それを活用してやるということも考えております。それは状況も見てということですが、今の29棟142戸がそれに該当するのではないかとこのように思っております。

ただ、市営住宅の入退居については、日々動いております。今の29棟142戸の数字につきましては、先月中旬に調査した数字だということで御理解いただきたいと思います。

井川委員

ちなみに、これらを解体するのに費用はどのぐらいかかるのでしょうか。大体のところよろしいです。

(建設) 白川主幹

今の市営オタモイ A 住宅と市営最上 B 住宅が、合わせて 33 棟 145 戸で 7,400 万円という数字で計上させていただいておりまして、今、申し上げた 29 棟 142 戸ですから、ほぼ 7,400 万円に近い数字となるかと思えます。

井川委員

建設部のほうでは、今、使用されていない老朽化している建物というのは市営住宅しか押さえていないのでしょうか。

(建設) 庶務課長

このたびの臨時交付金関連の補正予算で出てきているものとしては、朝里川温泉の湯鹿里荘がございます。

井川委員

それ一つだけですか。それは幾らかかったのですか。

(建設) 庶務課長

これは、予算要求では 2,730 万円となっております。

井川委員

その湯鹿里荘を解体し後の跡地利用というのは、考えていますか。

(建設) 庶務課長

私は、かつて観光振興室におりまして、その当時はいろいろと朝里の方々と、あの辺の土地の将来的な有効利用ということでいろいろ検討してきておりました。最近では新たな事業者がああ辺の土地を購入するというような話もありましたが、今のところはその辺はストップしているというような話も聞いておりますけれども、詳細はちょっと観光振興室でなければわかっていないという状況でございます。

井川委員

市としては、土地を売却したいという方向でしょうか。

建設部長

所管ではないので、はっきり申し上げることはちょっとできないのですけれども、後ほどの使い方だとか今後については、詳細を把握してございません。

井川委員

湯鹿里荘も相当長い間、ずっとほうっていたので、あそこを通るたびに心が痛む思いをしております。ようやく解体されて大変ありがたいと思っています。

ふるさとまちづくり協働事業について

それから、最後に報告を聞いてなのですが、ふるさとまちづくり協働事業の財源となるこの寄附は、現在で幾ら集まっていますか。

(建設) まちづくり推進課長

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の寄附で、今回のふるさとまちづくり協働事業に充てる財源としての市長が必要と認めた事業の部分ということでございますけれども、これにつきましては 1,300 万円ほどの寄附が寄せられております。

井川委員

このふるさとまちづくりの寄附だけで 1,300 万円ですね。

それで、寄附した方から、寄附してもさっぱり小樽のまちはどうなっているのだが、よくなるという話もちよっと聞いていたものですから、例えば今回こんなふうに募集されまして、10 件ですから、最高額を出したとしても 300 万円ですよね。例えば 5 人以上だとかの条件があって、大小いろいろな活動の形態があると思うのです。ですから、例えば 5 人であれば 10 万円という、そういう金額もあるのかという部分なのだと思いますけれども、例えばこれが

100 人、50 人でも、その上限は 30 万円と決まっているのでしょうか。

(建設) まちづくり推進課長

今答えましたとおり 1,300 万円集まっていますので、予算としては今、300 万円ほどという状況でございます。1 件は最大 30 万円ということで考えてございまして、それは 5 人以上、例えば 5 人でも 100 人でも 30 万円、たくさんの方にこのふるさとまちづくり協働事業を活用して、まちづくりを進めていただきたいと、そういう思いで、人数に限らず上限を 30 万円に設定をしているという状況でございます。

井川委員

今、たくさんの方ということで御報告があったのですけれども、たくさんの方にとしていますが 10 件とは、ちょっとあまりに少ないのではないかなというような部分もあるのですけれども、この 10 件というのはどういう基準で決められたのでしょうか。

(建設) まちづくり推進課長

10 件というのは、1 団体の上限が 30 万円なものですから、単純に割り返すと 10 団体ということで、決して 10 団体に絞ったということではなくて、予算総額を今のところ 300 万円と考えているということと、さらに、今、17 団体から応募がございまして、17 の団体から総額 502 万円ほどの助成額の要望がありますので、単純に言うと予算が 202 万円足りないということになりますので、一つの方法としては、各団体に、要望額に一律に例えば 7 掛けして全員に助成金を出ささせていただいて、まちづくり協働事業に取り組んでいただくという方法もございまして、もう一つは第 3 回定例会で不足分を補正するということも、また選択肢にありますので、今後、どちらにせよ助成ができるかどうかというのは、民間の委員で構成される審査委員会で、この団体に対しては助成はいい、だめということを、我々でなくて民間の委員が判断されますので、例えば 17 団体が 10 団体になるのかもしれませんが、17 団体全部かもしれませんが、審査結果を見て、先ほど話をしたこの二つの方法から選択をしていきたいというふうに考えてございます。

井川委員

寄附をされた方は大変期待しておりますので、ぜひその寄附をされた方に対して、例えば後のフォローというか、こういうふうに使いましたという、そういう例えば御報告か何かはするのでしょうか。

(建設) まちづくり推進課長

昨年度、185 名から総額 3,300 万円ほどの寄附をいただいております。今年度は、実は、総合博物館に車両が 50 ほど展示されてございますけれども、その補修ですとか、アイアンホースの 100 周年記念事業ですとか、そういうものに昨年度、寄附いただいた寄附金を使うことにしてございますので、このことを本年 3 月に、寄附をいただいた方全員に郵送でお知らせをしております。

井川委員

ぜひとも寄附された方に、好意的に接していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員

これから 2 年間、ひとつよろしく願います。

道営住宅若竹団地について

まず、報告を聞いてですけれども、公共賃貸住宅長寿命化計画の策定に当たって、道営住宅若竹団地の取扱いと現在の道との協議内容についてお知らせください。

(建設) 白川主幹

道営住宅若竹団地の現在の状況ということでございますが、現ストック計画の中で、道営住宅若竹団地は事業主体変更位置づけられている状態です。平成 19 年度に耐震改修設計の委託を行って、耐震診断、耐震改修設計を行

っておりますが、その後、北海道と事業主体変更に向けての協議を進めておりまして、また工事の工法などについて、内部でも検討を進めてきたところです。

今の状況ですが、1階に区分所有者の方々がいらっちゃって、その方々の賛同の下に工事を進めていかなければならないということもございますので、来月には区分所有者の方々への説明を開始したいというふうに考えておりまして、年度内の早い時期には、できれば区分所有者の方の賛同を得て、耐震改修工事に入っていきたいという心づもりでこの作業を進めているところでございます。

佐藤委員

道との協議内容について、その市への引渡時期ですとか、その辺に関しては進展はありますか。

(建設)白川主幹

事業主体変更の協議ですけれども、3棟ございまして、それぞれの棟について、工事を行う年度に合わせて事業主体変更をしていくという方向で、今、北海道と協議を詰めているところでございます。

佐藤委員

わかりました。

道営住宅若竹団地につきましては、中の形態などについては、前回の予算特別委員会の中で、私のほうからも、公明党の千葉委員のほうからも、さまざまな形をお願いしていますので、ぜひ今までと同じパターンの居住体系ではなく新しい形で、ファミリー向けですとか、そういうことも考慮しながら、今後、中のほうを直していく部分に関しては、ぜひ新しいトライをしていただきたいと、このように思います。

市営オタモイ住宅のボーリング調査について

次に、市営オタモイ住宅3、4号棟のボーリング調査についてです。これは、私はわからないので教えていただきたいということで質問させていただきましても、ボーリング調査に関しては、2本のボーリング調査を行ったということで聞いておりますけれども、この住宅に関しては2本というボーリング調査の本数では少ないのではないかという一般的な感想です。これに関しては、果たしてその2本というのが妥当であるのかどうか、また、この地区に限っての今回の2本なのかということぜひ教えていただきたいと思います。

(建設)建築住宅課長

市営オタモイ住宅3号棟のボーリング調査の、2本ということにつきましては、ふだんボーリング調査といいますが、建物を支えるための地盤の地質ですとか体力を調査するためのものでして、通常、本数を決める場合は、その建物の平面の形ですとか、平面が物すごい大きい場合、小さい場合、それとあと、その建設地の地形というのですか、そういう何かかなり急傾斜になっているとか、平たんになっているところから決める形ですけれども、今回、市営住宅というのはどちらかという細長い建物ですので、この建物は緩い斜面に建っているのですけれども、両端1か所ずつのボーリングをすれば十分わかるということで2本の調査をしたところでございます。

ちなみに、もう既に建設が終わってございます市営オタモイ住宅1号棟と2号棟のボーリング調査の数を参考に申し上げますと、それぞれ端1本ずつで2本ということで、一棟に2本ずつの調査をしております。

それと、この調査の本数は、先ほども申し上げましたけれども、その建設する場所と建物の形によって異なります。例えば学校のように、例えば口の字型になったりコの字型みたいなところは、4本の場合もありますし、それは状況によって決定しているところでございます。

佐藤委員

わかりました。今回に関しては2本で十分であると、そういう認識だということで了解しました。

戸建て住宅の無料耐震診断について

続きまして、戸建て住宅の無料耐震診断についてであります。

こちらのほうは、診断結果に関しては、「安全だと思われます」、「おおむね安全だと思われます」、「やや危

険だと思われます」、「危険だと思われます」の 4 段階で行うということですがけれども、この危険だと思われますということに関しては、きっと診断結果を受けた方は、ではその後どうしたらいいのだろうかということになるのかと思ひますけれども、この診断結果が出た後のフォローについては、どのように考えているのでしょうか。

(建設) 建築指導課長

耐震診断の結果で、危険と思われますという結果が出た場合にどのような対応をするかという御質問ですが、現在行っております耐震診断につきましては、先ほども説明しましたとおり、財団法人日本建築防災協会から示されております一般診断法による耐震診断でございます。危険と思われますという結果が出た住宅につきましては、必要に応じてさらに詳細な精密診断法という診断法がございまして、そういった診断を受けるように指導をさせていただきます。この理由といたしましては、一般診断のほうの特性なのですが、一般診断法では詳細な現地調査を行わないということをやっておりますので、精密診断を行わないでこの一般診断法の結果のみで補強設計を行った場合に、必要以上の補強を行うことになる可能性もありますので、より経済的な補強方法を検討するためには、さらに詳細な精密診断法で診断を受けることが望ましいという説明をさせていただいております。

なお、精密診断法につきましては、市のほうでは対応できませんので、社団法人北海道建築士事務所協会ですとか、そういったところに相談していただくよう指導しているというところでございます。

佐藤委員

その建築士事務所協会等については、それを受けて精密診断を行える方というのは実際いらっしゃるのでしょうか。それについてはいかがですか。

(建設) 建築指導課長

精密診断法が使える設計事務所が小樽市内にあるかという具体的な調査は行ってはおりませんが、今後小樽市が無料診断を実施するに当たりまして、当然そういった問題、市民からの相談が増えるであろうということが予想されましたので、北海道建築士事務所協会小樽支部に対しまして、協会員の技術力の向上を図るように申入れを行っております。さらに、各方面で行われております講習会の案内についても、随時、事務所協会のほうに提供して、受講していただくよう申入れを行っております。今後とも、そういった情報提供を行っていきながら、事務所協会の会員の皆様の技術力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

窓口で診断結果が出て、そのまま、ではどうしたらいいのだろうかというのが一般の市民の人が戸惑うところだと思いますので、今、言われたようなアフターフォローをぜひ十分していただきたいと思ひます。では、幾ら具体的にかかるのだというのは、今ここでは聞きませぬけれども、その辺も情報として提供できるような、そういう体制をぜひとっていただきたいと、そのように思ひます。

それと、この耐震化に関しては、国では一般住宅の耐震化率を平成 27 年までに少なくとも 90 パーセント以上にしなさいということで通達が来ていると思ひますが、実情はなかなか難しいのが現実かと思ひますけれども、この辺に関しましては、今後どのように対応されていく予定でしょうか。

(建設) 建築指導課長

本年 3 月に策定いたしました小樽市耐震改修促進計画の中でも、今、委員がおっしゃいましたように、国の基本方針に基づきまして、住宅の耐震化率を 90 パーセントとする目標を掲げてございます。その計画の中でも示してはいるのですが、現状で、平成 15 年度の住宅・土地統計調査の結果をもって、耐震化率が約 65 パーセントという数字が出ております。これは 27 年まで自然更新、要は普通の建替えが進んだ場合で約 76 パーセントまで向上するだろうというふうに言われております。実際には、90 パーセントから見ますとまだ 14 パーセントも少ない状況ですので、その 14 パーセントをいかに耐震改修を進めていくかということにかかってくるかと思ひますが、どうしても小樽の土地柄として、あまり大きな地震がないということもありまして、市民の地震に対する関心がいま一つ薄い

部分があるのではないかとということもございまして、そういった部分に、まずは市民に対して耐震化の必要性について周知を図って、できるだけ耐震化を進めていけるような、そういった流れをつくっていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

そのような方向で、ぜひPRも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

長期優良住宅について

次に、いわゆる耐久性や耐震性又は可変性などにすぐれた長期優良住宅、いわゆる200年住宅の件ですけれども、認定基準や認定手続につきましては要綱等がありますので質問はしませんけれども、なかなか聞きなれない、突然聞いた200年住宅ということですが、現在、小樽市内の一般住宅とマンションの現状、それと今後の見通し等あれば教えていただきたいと思ひますけれどもいかがですか。

(建設)建築指導課長

先ほど申し上げましたとおり、本年6月4日に長期優良住宅の促進に関する法律が施行されまして、その後、1件、認定申請がございました。審査の結果、適切に計画されているということで、認定証を交付したところでございます。現在、そのほかに長期優良住宅の認定に関する相談を受けているものが2件ほどございます。

今後の見通しにつきましては、なかなか予想することは非常に難しいことではあるのですが、この認定を受けた場合に、受けられる税制の特例ですとか、そういったものにつきまして、現在さまざまな形で周知が図られておりますし、小樽市のホームページでも市民への周知を図っておりますので、今後、少しずつ申請が増えていくのではないかとこのように思っております。

また、現在、ホームページの内容もさらに充実を図るべく作業に取りかかっておりますので、できるだけこの制度を利用していただくような周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

この200年住宅に関しては、一つは建築コストのアップというのがネックになるのではないかとされていますけれども、ぜひホームページなどでPRをしていただきたいと思ひます。それによって耐震化率がアップすることであれば、なおさらその辺も絡めてPRをお願いしたいと思ひます。

重要眺望地点の標識について

それでは、最後の質問になりますけれども、小樽市の重要眺望地点の標識についてであります。

先日、市民の方から、平磯公園眺望地点の標識が全く見えないけれども、ちょっと見てきたらという話があり、見に行きました。観光都市小樽として売っている中で、その標識は、全くつるつるとは言いませんけれども、何が書いてあるかわからない状態でありました。これに関しては、ぜひ一つは観光都市小樽として直していただきたいということもありますけれども、小樽市内で幾つあって、現状はどうか、また直していただくことはできるのかということについて、質問をしたいと思ひます。

(建設)まちづくり推進課長

重要眺望地点というのは、実は小樽を代表する眺望を有する地点であり、平成8年度に6か所ほど指定してございます。これは場所で言いますと、手宮公園、旭展望台、水天宮、天狗山、平磯公園、毛無山展望台の6か所でございますけれども、うち4か所に、今、委員からの御指摘のありましたような説明標識をつけているところでございます。

それで、この標識につきましては、10年に社団法人北海道建築士事務所協会小樽支部から寄贈されて設置をしたということでありまして、平磯公園の標識につきましては、先週の火曜日に、市のほうにも標識板が読めないという連絡があったものですから、翌日の水曜日にすぐ確認をいたしまして、案内板が設置されている4か所のうち、説明板が読めないのはこの1か所だけだということを確認してございまして、現在、見積りを徴してございます。それ

ほど大きな費用がかかるような話でもないものですから、何とか予算をやりくりしながら、補修といいたまうか、対応したいというふうに考えております。

佐藤委員

ぜひ雪が降る前によろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋元委員

戸建て住宅の無料耐震診断について

初めに、御報告いただいた件で 1 点だけ確認させていただきたいと思ひます。以前に耐震診断に関連して質問させていただいていたのですが、今回、戸建て住宅の無料耐震診断の実施についての報告がありまして、二、三点確認させていただければと思ひます。

先ほど自民党の佐藤委員のほうからも、国の目標の話もございました。以前、和歌山市を視察させていただいて、そのときの話しも建設常任委員会の中でさせていただいたのですが、国が平成 27 年までに 9 割の耐震化を目標にしているということで、小樽市もこれを踏まえて 9 割にするという目標だったのですが、実際かなり厳しい数字になると思ひます。もう 21 年に入っていますから、27 年度までということでは 6 年間、単純に割り出しても非常にすごい数になりますね。年間 1,500 件を超える数になるのですが、これはなかなか厳しいというふうに思ひます。それも踏まえた上で、実際にその耐震診断をする上で、例えば 1 件に関して、診断を依頼されてから、それにかかる時間というのは何日ぐらいかかるものなのですか。

(建設) 建築指導課長

まだスタートしたばかりなものですから統計的なものはないのですが、何件か実施した中で、診断そのものを業務の合間でやっていますので、延べにしますと、実際にパソコンに入力して結果が出るまでには 2 日ぐらい要しているかというふうに思ひます。その後、当然間違いがないかチェックなどを行っているのですが、一応現段階では始めたばかりですから、3 段階でチェックをしているものですから、それぞれ 1 日ぐらいずつチェックに時間を要しているということで、診断を申し込まれた方には、一応おおむね 2 週間程度で結果を報告させていただきますということで通知はしております。中身は通常業務の間でそういったことをやっていますので、トータルすると 3 日、4 日というスパンかというふうには思っております。

秋元委員

わかりました。診断結果は、4 段階あるという話だったのですが、その中のどの部分以上に当たれば改修が望まれるのか、また、次の診断をするような状況になっていくのか、その 4 段階のうちどの部分からになるのでしょうか。

(建設) 建築指導課長

耐震診断のマニュアルによりますと、下の二つのランク、「やや危険と思われま

す」、この二つについては念のためといいますか、精密診断なりをして、さらに補強方法などを検討したほうがいいというふうにされております。

秋元委員

わかりました。これから進めていくというお話なのですが、年間の目標などというのは、これはかなり始めたばかりで厳しいかと思うのですが、たしか和歌山市だと年間 300 件ぐらいを目標にやって、あれだけ地震の多い地域ですから、最初はやはり 300 件近い診断があったそうなのですが、やはり年を追うごとにどんどん少なくなってきたというお話があったのです。それで、これから 9 割に限りなく近づけていく上で、年間どのぐらいの目標を立てていかれるのか、もしあればお答えいただけますか。

(建設) 建築指導課長

年間どのぐらいの目標を掲げるかという御質問なのですが、正直言ってちょっと具体的な数字までは設定はしておりません。ほかの市町村の実績から言っても、今、委員がおっしゃったように最初は結構申込みはあるのですが、その後だんだん減っていったというのが実態のようですので、できるだけそういうことのないように、継続した形で診断申込みがあるように、周知などを図っていきたいというふうに思っております。申しわけありませんけれども、具体的な数値目標までは現実的には申し上げられないということを御理解いただきたいと思います。

秋元委員

今、話が出た周知の件なのですが、以前にやはり和歌山市の話で申し上げましたが、和歌山市は財政的に負担にならないように県のつくったカラー刷りのパンフレットなどを活用して、周知しているという話もあって、この委員会の中でもぜひ道でもしそういうものがあれば、ホームページももちろんですが、そういうチラシなども使って周知していただきたいという要望もさせていただいたのですが、そういう周知用といいますか、耐震診断用のパンフレットというのは道には用意されているものなのですかね。

(建設) 建築指導課長

現在では、各市町村の取組についてすべて網羅したようなパンフレットのものは、私の段階ではちょっと確認はしておりません。ただ、道は道で独自に無料耐震診断を実施しておりますので、そういった中で道のパンフレットはありますが、市の部分をそれに加えていただいているかというのは、ちょっと道のほうに確認してみないと何とも言えないということでございます。

秋元委員

道のものに加えてということではなくて、道で要するに耐震診断をしていますと。その和歌山県の場合だと、県としてこういうことをやっていますと。相談に関してはそれぞれの各市町村にみたいなのが書かれていたので、もしそういう部分があれば、一回一回小樽市のことを書かなくても、そのまま使えるわけですから、ぜひお金のからないという部分でそういうものも利用できればと思ったので、ちょっと一回調べていただければと思います。

歴史的建造物について

続きまして、歴史的建造物についてなのですが、本年第 1 回定例会の中でも確認させていただいた部分について、しつこい話になるかもしれませんが伺います。実は前回から話題になっておりました歴史的建造物の隣接地に建設予定のマンションの説明会で、住民の方から、小樽市の景観計画以前のものは不十分で、水天宮周辺の、もう今建設中のところに関して説明会を聞いたときには、平成 21 年 4 月から施行されるものについては、そういう規制があるというような認識があったという話が出ておりました。

実際、この景観計画の中で高さの位置づけはあるものの、拘束的なものはないということは本年第 1 回定例会の建設常任委員会の中でも確認したのですが、そういう一つ一つのものについてちょっと確認させていただきたいのですが、景観計画の「景観保全への取組」という部分で、歴史的建造物に指定する上で所有者の同意の得られたものについては、小樽市の指定歴史的建造物として指定しますというような部分がありました。所有者の同意という

部分なのですが、これどういうものがあるのか、どういう内容のことなのか。私も市民の方に質問されてちょっとわからない部分があったので、同意という部分に関して御説明いただけますか。

(建設)まちづくり推進課長

景観計画で書いてございました所有者の同意という部分の同意の意味でございますけれども、基本的には指定歴史的建造物や登録歴史的建造物に指定されますと、例えば外観の補修などをする際には、市への届出の義務が生じるというようなこともございますけれども、基本的にはホームページですとかパンフレットで指定歴史的建造物に指定されたということを公表するということに対して、同意をいただくということでございます。

秋元委員

特にそれ以外は何もないですね。

続きまして、「景観形成の基本目標」でこれは非常に重要な部分だと感じたのですが、市民、事業者及び行政が一体となるという、こういう項目がありました。非常に重要な部分で、今回の説明会にすべて参加させていただきまして、皆さんの意見も聞きながら、どのように感じているのかという部分を聞いてきたわけなのですが、やはり市民と事業者、また行政が一体となるというのは、これ非常に難しい課題であるとともに、もしこれができれば、素晴らしいことだというふうには思うのですが、平成 21 年 4 月にこの景観計画が実施されてから、一体となるために、今後、またこれまでどのようなことを行ってきたのか、お知らせいただけますか。

(建設)まちづくり推進課長

ここの市民、事業者及び行政が一体となるというところでございますけれども、これは景観条例の第 3 条に実は記載されております。都市景観の形成という条文見出しで、「市民、事業者及び市が相互に協力して、歴史的な建造物及び街並みの保全及び育成、周辺の景観との調和に配慮した建築物等及び広告物の創出、緑化の推進に努めなければならない」というように規定され、第 4 条以降に市の責務、市民の責務、事業者の責務という形で、条例でもそれぞれについて述べられてございますけれども、市としましては市民の皆さんに対しましては、景観まちづくり協議会をつくっていただいているというようなことと、さらには市は歴史的建造物に対して助成を行う、事業者はさらにそういう助成を含めて保全をしていただくという形で、三者がそれぞれお互いの立場で相互に協力し合っというていいでしょうか、一体となって協力し合っていくということで取り組んできたということでございます。

秋元委員

今後、多分水天宮周辺の今回のマンション建設の話なども含めて、間違いなく起こり得るであろう件だと思うのです。市民、事業者、行政が一体となるという部分では、話を聞いていて今回の説明会でも非常に食い違う部分が多くて、それぞれ目的といいますか、利害関係とかもあって、食い違う部分も多々あって当然だとは思いますが。また、事業主といいますか事業者の方も、当然商業経済活動というものを目的にしていますので、それを妨げるというようなことはしてはならないという部分は十分に感じます。ただ、今後のことを考えれば、その辺、では今後どうやって調整していくのか。今の景観計画の中では非常にアバウトな部分がたくさんあって、今回のような問題は間違いなく否定できないのであろうというふうに感じるのです。

ちょっと話が変わりまして、例えば小樽ファンが支えるふるさとまちづくりの寄附というのがありますよね。ホームページにも載っていますけれども、平成 21 年 5 月 3 日現在、これの数も載っているのですが、旧国鉄手宮線の保全ですとか、この小樽の歴史と自然を生かしたまちづくりに使ってほしいという件数が 100 件以上あって、金額も 1,000 万円以上あるのですね。これは市長が必要と認める事業以上に件数的には多くて、また、金額的には若干少ないのですが、小樽の産業遺産、歴史的建造物に対しての思いというのはかなり強いのだなというふうに感じているのです。

その中で前回は質問したこの助成です。歴史的建造物を所有されている方々が非常に負担になっているという部分もあるのではないかとこの話をさせていただいて、市で最高額 600 万円の助成をしているというお話を伺いまし

た。今回、若干この助成金が改定になったと思うのですが、この辺のちょっと御説明いただけますか。

(建設)まちづくり推進課長

助成につきましては助成率 3 分の 1 で、助成額も限度額としては 600 万円というのは、変わってございません。ただ、市の予算が昨年度は 600 万円だったのですが、今年度は 500 万円でございます、これについては持ち主の方、事業者から外観を修理したいという助成の申込みがあった段階で補正予算を組んで、希望者というか助成者に対して助成をするということで考えてございます。

秋元委員

これまで、こういう助成をしてきたというお話で伺ったのですが、過去の実績というのはどのぐらいなのでしょう。

(建設)まちづくり推進課長

この登録指定歴史的建造物に対する助成でございますけれども、昭和 61 年度から取り組んでございまして、平成 20 年度までの合計で 149 件、3 億 9,500 万円の助成をしているところでございます。

秋元委員

今年度の上限 500 万円とする助成金については、申込みはもう既にありますか。

(建設)まちづくり推進課長

繰り返しになりますけれども、あくまで限度額は 600 万円ですが、500 万円しか組んでいないということで、現時点ではまだ申込みはございません。

秋元委員

3 分の 1 助成するというので、私もいろいろな歴史的建造物を見させていただいて感じるのは、非常にすばらしいものが多くて、傷んでいるものに関してはやはり修理といいますが、修復も非常に高額な費用がかかるのだろうというふうに思うのですが、3 分の 1 となりますと、例えば今まである中で最高額の補修費はどのぐらいだったのですか。

(建設)まちづくり推進課長

今までの最高額は、平成 8 年度に 1 件に対して 2,000 万円ほどの助成をしているという事例がございます。

秋元委員

やはり資金がないと補修も 3 分の 1 しか助成されないということで、非常に厳しい状況はなかなか変わらないのではないかとこのように思います。このような助成制度があるのだというような話は、歴史的建造物の所有者の方にはどんなふうに周知されているのですか。

(建設)まちづくり推進課長

これはもちろん指定の際には所有者の方に、その年度ごとで違いますけれども、こういう形で助成をするということはお知らせをしておりますし、市のホームページでもお知らせをしていますし、窓口でも助成の要項等を書いておいて周知、PR に努めております。

秋元委員

今後のことを思うと、この周知もそうなのですが、いかにこの歴史的建造物ですとか眺望といった、景観を維持していくかということは重要な課題だと思いますし、一回損ねてしまうと元には戻らないので重要な部分だと思っておりますが、実は説明会の中で、所有者の方がもしかしたら今あるこの歴史的建造物を移設して、北海道開拓の村ですとか、そういうところに寄附するといえますか寄贈するといつか、そういうような考えもないわけではないのだというような話をちらっとされておりました。この上でほかの都市のことを調べましたら、実は旭川市博物館に屯田兵の古い家を展示しているのですが、それも寄贈されたそうですし、例えば北海道開拓の村には、小樽にあった旧手宮駅長官舎ですとか旧小樽新聞社ですとか、旧三ます河本そば屋、あと旧青山家漁家住宅が寄贈されて

移設されて、実際に今もあるそうなのですけれども、もし万が一、今後そういう歴史的建造物を所有されている方で市に建物を寄贈したいけれども、ほかの場所に移してもらいたいというふうに話があった場合、それを受けられるような受皿とありますが、もちろん土地も必要でしょうし、維持していくようなお金もかかってくると思いますが、今後そういう話合いとありますが、現段階で考えはありますでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

今お話があった北海道開拓の村への移設でございますけれども、例えば旧小樽新聞社については 8,070 万円の費用がかかってございますし、旧青山家の漁家に至っては約 3 億円弱のお金がかかっているという事例もございます。それで、本市に寄附・寄贈をされるという建物が、その大きさですとか移設先だとか、そういう状況ももちろん管理をして検討しなければならないと思いますけれども、現時点ですぐに、はいわかりましたということにはなかなかならないかというふうに思います。

秋元委員

今後そういうことも考えていかなければいけないのではないかとこのように思います。今回の話合いの中でも、いずれにしても例えばマンションが増えていって、その歴史的建造物を壊してしまうというふうになって、小樽市として何の規制もできなくて、例えばマンションを建設するというような話になっても、この景観計画の中の例えば重要眺望景観地域の中では、その建築物等の規制を行う必要があるというふうに記されているのですけれども、この規制という言葉の意味を調べたら、例えば制限するとか限度を決めるというような意味ですけれども、実際は 25 メートルとするというお願いでしかなくて、別に規制をしているわけではないというふうに思うのです。今後、建物の高さですとか眺望というものを考えれば、高さを今後どういうふうに考えていくのか。このままのアバウトなとらえ方ができるようなものそのままにいくのかというふうにはいけないのではないかとこのように思うのですが、この辺はどう考えますか。

(建設)まちづくり推進室長

建物の高さの規制ということでございますけれども、例えば、水天宮周辺地区で言えば水天宮眺望地点から見て、堺町岸壁及び港内水面を極力遮らないようにという一つの制限を与える。ただ、それが強制力があるかないかということですが、一応景観計画の中ではそういった方向性を出している。今、東雲町で検討しているマンションは眺望地点ではないものですから、その眺望での規制というのは基本的にないのですけれども、高さについては 25 メートルという一つの方向性を出している。

細かい話になりますけれども、あれだけの敷地の中でもし建物を建てるとすれば、多分 40 メートルとか 50 メートルとか、いわゆる基準法だとか関係法令に適合する範囲の中での高さの建物は建築することは可能なのですけれども、私どものほうとしては、そういう計画という話があった時点からオーナーといろいろ相談させてもらって、そういう高さについてはある程度許容されるのだけれども、この地区は周りも低層の建物という規制をかけているので、何とか高さを低くできないかというお願いをした中で、先ほど委員の話もありました経済活動との折り合いの中で 25 メートルという規制をかける。強制力はないのだけれども、所有者の了解も得た中で 25 メートルという数字を景観計画の中にとらわせたという、そういう流れなので、我々としても高さの規制というのは必要だというふうには思っているのですけれども、現実問題として建物の高さの制限だとか、あるいは敷地境界から建物の壁面をバックさせるとかという私権の制限というのは、なかなか権利者の同意という部分では難しい部分があるということで、そういう形で今考えておまして、その高さの制限、私権の制限をかけるのは基本的に非常に厳しいというのが、これまで我々が取り組んできた中では実感としてあります。

ただ、今後という部分でいけば、高さというのは景観の大きな保全をするための要因でありますので、先ほど来話に出ていますように、市だけではなかなかできる話ではないものですから、市と事業者と、そして市民の皆さんと同じスタンスに立って取り組んでいくということが、やはり一番重要だというふうに思っておりますので、今後

も皆さんの理解を得ながら、歴史的建造物だとか眺望景観だとかの部分についての保全について一緒になって議論をして、いい方向に向かうようにしていきたいというふうに考えております。

秋元委員

ほかの市では、例えばそういう歴史的な建造物の指定されているこういう範囲内の高さの規制とありますが、これ以上は建てられないという拘束力のあるものをつくっている都市というのはないのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

全部が全部を調べていないのですけれども、基本的には高さ制限をしているところはあります。前にもちょっと答弁させていただいたのですけれども、都市計画に景観地区という位置づけをして、強制力を持った高さ制限というのはできます。現に堺町地区だとか、小樽歴史景観区域の中でも地区計画をかけて高さをきっちり、強制力をもって規制しているところもありますので、手法としてはできますし、小樽も部分的にはそういった制限をかけているところもあります。

秋元委員

わかりました。重要眺望景観地域、また、歴史的建造物の維持・保全につきましては、今後まだまだ議論をしていかなければならない部分もあると思うのですけれども、ぜひ後世にいいものが残っていけるような仕事をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の関連事業について

最後に、今定例会に提出されております地域活性化・経済危機対策臨時交付金の関連事業の一覧について質問させていただきます。

ちょうど2年前、一般質問、また昨年の建設常任委員会の中でも、道路灯や公園の園路灯の電球の改修を行って、経済的にも、またCO₂を排出しないという環境的にも非常にいいものですので、ぜひ取り組んでいただきたいというお願いをしております。今回この事業一覧の中に、道路灯が220灯、1,200万円、公園の照明が48灯で1,000万円計上されておりますが、この事業の内容についてお伺いしたいのですが、まず公園の1,000万円と道路の1,200万円の内訳についてお知らせください。

(建設)建設事業課長

道路照明について答弁いたします。この1,200万円の内訳ですが、主に電球の球と安定器をかえるという場合で見積りをしています。今、道路照明は400ワット、300ワット、250ワット、200ワットとそれぞれいろいろあるのですが、そのワット数の高いものから順に交換するというので、工事の内訳としましては、灯具のすげ替えが約590万円、それから外した灯具を処分するのに10万円で、約600万円です。それに一般的にかかる工事費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税も含めて220灯で1,200万円という内訳になってございます。

(建設)堤主幹

公園の照明の改修事業の関係でございますが、今回の部分については、今、委員の御指摘のとおり48灯交換する予定になってございます。これは省エネ型の電球を使用というふうに考えてございまして、長寿命型の電球の球で消費電力を少なくし、同等の明るさも確保していこうというふうに考えてございまして、例えば従来100ワットの水銀灯であれば、今、省エネ型でいきますと60ワットの球で同じ照度が得られるということで、地球環境の部分を省エネ型でやっていけるというふうに聞いております。

そういったことで、今回1,000万円の事業費を計上させていただいております。予定箇所としてはなるべく大きな公園を想定し、小樽公園、手宮公園、入船公園などを想定してございます。ただ、今48灯というふうに来ていますが、どこを具体的にという部分でいくと、予算と実態としては若干変わってくるのではないかと考えてございまして、一つは灯具だけを取り替える。実は先ほど道路照明の関係では球だけという話があったのですが、この省エネ型につきましては、電球の球自体に自動点滅器が一緒につくものですから、今の形の灯具ではちょっと無理だと

ということで、灯具については全部取替えというふうになりますので、電柱に付いている灯具を取り替える部分、それからポールについている灯具の取替え、また、ポールもちょっと腐食して壊れている部分もございますので、そういった部分も全部取り替えるという中で、1,000 万円の中で 48 基の灯具をやっていきたいというふうに考えているところです。

秋元委員

公園はまだちょっと場所が決まっていないというお話だったのですが、街路灯で改修の路線が決まっているところがあれば、お知らせください。

(建設)建設事業課長

具体的な路線名といたしましては、駅前広場とか市道住吉線、市道望洋線、市道桜台線、これらも含めて全体で 22 路線を予定しております。

秋元委員

わかりました。その上で今回公明党といたしましても、こういうさまざまな事業の発注に関しましていろいろと要望させていただいたのですが、入札になるというふうには思うのですが、実はその入札の状況について申請の状況も含めて確認しようと思って、市のホームページでこの入札参加者の申請用紙をダウンロードさせていただこうと思ってやったら、十数項目たしかその申請に関連してあったと思うのですが、すべてリンクが切れておりまして、どうなっているのかと思ったのですが、これもし何かわかれば教えていただけますか。

(建設)建設事業課長

先ほどそのホームページの関係で、契約管財課に問い合わせました。そうしたら、現在行っている入札のものについてはそういう資料関係はリンクできるのだけれども、一般的な様式というのはリンクできない、そういったようなシステムになっているといったことでした。

秋元委員

全然関係ないのですが、以前、私の友人で小樽市の入札に参加したいという、そういう方がいて、どうやったらいいのだろうと問い合わせがありました。今回ではないのですが、そういう方もいますので、例えば今回の補正予算に絡んで自分も入札に参加したいというような方が、わからないからホームページを見て、その中にたしか 1 月の中ぐらいでの入札の件に関連してというようなことが書いてあったのですが、今回の入札に関連しない部分はリンク切れていますというような説明書きがなかったものですから、私すべて押してみたのですが、その中で二つぐらいしか開けなかったのですね。ぜひそういう説明も書いていただきたいと思うのですが、いかがですか。

(建設)建設事業課長

今回の案件はまだリンクに載っていません。予算が成立して、市の工事委員会というところにかかわって、そういったものを経て、それで告示の段階で契約管財課のほうでリンクされるということになっていますので、現在のところはそういった順番にはならないということです。

秋元委員

わかりました。いずれにしても、この今回の補正予算に絡んだ交付金が一刻も早く実施されるように、ぜひ皆さんにいろいろとお力をかりていると思うのですが、ぜひ迅速に実行に移していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

市営住宅の滞納世帯について

報告を聞いてというのと空き家バンクの 2 点を伺おうと考えていたのですけれども、今いろいろお聞きをいたしておりまして、トップバッターの古沢委員の質問の中で、市営住宅の滞納世帯の案件で、訴えの提起をされるということでお話を聞いておりましたけれども、この方がどういう方なのか、今、お話を聞いただけで想像で話をするだけになると思いますけれども、年収が子供と合わせて 300 万円で、家賃が 2 万円弱ということで、普通の家庭であれば国民健康保険料とか母親の介護保険料とか、そのほか市民税も若干かかってくるでしょうけれども、普通であれば大体支払していただけるのではないかというふうに思うのですが、何か事情が隠れているのではないかというのを推察したところです。若干補足してお話を聞きましたら、この方は滞納が始まったのは、息子が仕事を始められて所得が増えたにもかかわらず滞納が始まったと聞いておりますけれども、まずお聞きしますけれども、この方がかめが丘団地の市営住宅にお入りになったのはいつからで、滞納が始まったときの家庭の状況で何か事情があったのかを含めて、掌握をしていらっしゃる限りお話をしていただきたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

市営住宅に入居された時期は、昭和 60 年 12 月でございます。それと、滞納は平成 17 年からされているのですけれども、そのころの状況ということですが、基本的には子供がいて働く中で、こういう滞納をしているということで、市のほうでは電話ですとか面談しての話をする中で催告をしますと、わかりましたという形でなかなかそれが守られないという状況ということです。

山口委員

その話は先ほどお聞きしましたけれども、いわゆる支払いできないような事情というのが、経済的な事由であったのかどうかということ、市のほうでお聞きをしているのかということが知りたいのです。先ほど私が疑問に思ったのは、要するに昭和 60 年から平成 17 年まではまともにお支払いいただいていたわけですよね。滞納が始まったのは 17 年からとお聞きしたのですけれども、この間の家庭の事情等はどのように変わったのか。それから 17 年以降、息子はいつごろから仕事をされたのか。その辺は掌握されていらっしゃいますか。

(建設) 建築住宅課長

実は正確な数字は今持ち合わせていないのですけれども、現在滞納があるのが平成 17 年の 5 月からなのですが、それ以前にも滞納があって、それは完済といたしますか、払ったという状況でございます。今、子供がいつぐらいから働かれているかというのは、うちのほうの押さえているところでは 17 年から働いている状況です。

山口委員

今のお話を聞くと、子供が働きはじめて世帯としての収入が増えてから滞納が始まっているということは、大変奇異に感じるのです。私は推察するに、これ一般質問でも代表質問でも、これまでずっと質問させていただいておりますけれども、多重債務の問題を市としていわゆる徴収事務や滞納整理をやっていらっしゃる方が、徴収の際に多重債務があるのかどうかをヒアリングして、あった場合には弁護士につないで、その解決を図るように態勢をつくられるということをお話を伺っているわけですが、そういう意味で、市営住宅の徴収事務をしている部署も含めてだったと思いますけれども、その点について今回の事態、そういう事情も多分私はおありではないかというふうに、今の事情を聞いただけですと感しますが、そういうふうな事情聴取はされましたか。

(建設) 建築住宅課長

市のほかの税外収入なども含めて、ほかの部署と連携して臨んだかというところは、申しわけないですが、承知していないところですが、基本的に市の中でお互いにそういう横の連携というのはある場合もありますけれども、基本的には市営住宅の部分に関しましても、先ほどお答弁申し上げましたけれども、家賃を払うということは、受益者負担の考え方といたしますか、そういった部分で、税とかそういう部分でしたら法的に差押え等ができる

のですけれども、家賃の部分というのは単独に催告、督促業務をする形を行っているという状況でございます。

山口委員

この方の事情は僕も詳しい事情はわかりませんから、今以上のことは言えないのですけれども、多分滞納するというのは、それだけの経済的な事情があって滞納される場合です。これが基本的に悪質かどうかという判断というのは、お金があっても支払をしないというのは非常に悪質なわけです。そういうケースは当然裁判にかけて、取るということです。それが基本になると思いますけれども、これが非常に経済的に差し迫った事情があるというような場合は、若干のそういう配慮があってもいいと思うし、その解決の方法もお手伝いをしてあげるといのが、基本的な人間としてのあるべき姿ではないかと思うのですが、役所も大変忙しいでしょうけれども。

そういうことから、水道局にも水道料の滞納もありますけれども、基本的に私はそういう徴収の部署についてはできる限り直接対話をされるわけですから、基本的に事情をお聞きになって、本人がそういうことを言わないというのであれば仕方ないです。ただ、多重債務などはありませんかと、解決につながる方法はあるのですよということでお聞きになって、それを掘り起こしていくということが重要だということをしつと申し上げているわけです。そういう中で生活安全課だけでなく、他の徴収部署も含めて話をお聞きになって、そういう中で基本的にはこの窓口は消費者センターですけれども、そちらにつなげて、そして弁護士につないでいくことで解決を図っていくことです。

今回の事態も、最終的にどこへ行くかということ、わかりませんが、家賃が今まで 2 万円以下で二人で生活されていて、結局これから立ち退きを迫られるわけです。そうすると民間の住宅に行きます。基本的に今まで 2 万円の家賃も支払いができなかった方が、同じ規模のところであれば、家賃は 5 万円とかということになりますから、結局は払いきれないということになったら、どこへ行くかといったら、生活保護に行くのです。今 90 億円を超えていますよ、自治体でも 4 分の 1 の負担ですから。そういう悪循環です。これは市の財政としてはマイナスになりますから丁寧に聞き取りをして、そして、経済的な苦境の解決もお手伝いする。基本的に何を悪質として何を悪質でないかということは、大変判断は難しいでしょうけれども、非常に今回の対応は伺った限りでは、事務的すぎる対応ではないかと思います。これは現場の苦勞はわかりますけれども、もう少し丁寧に聞き取りをしていただいて、解決方法を含めて、もう少し丁寧にやっていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいのは、家賃の徴収については、指定管理者が行うことになっていますね。滞納が発生した場合にのみ市がかかわるということになっているのですか。平成 17 年以降、基本的に、当事者と接触をされて、支払のほうの相談をされたのは、指定管理者ではなくて市が直接行いましたか。

(建設)建築住宅課長

まず前段のほうの多重債務ですとか、そういった部分について、調査が足りなくて事務的だったのではないのでしょうかということなのですけれども、この方は連帯保証人の方にも私どもが面談したりとか、親せきの方が保証人になっているのですけれども、そういった中で相手方にも説得していただいたり、いろいろな話をしたりしているのですけれども、保証人の方は自分が幾らか返済するので、保証人をやめたいとか、また相手方に連絡をとるのだけれども、連絡がとれないですとか、あと少なくともその交渉の中でも、ほかの何か民間からの借金とかという多重債務で返済に追われているという状況は、今のところ確認ができていなかったものですから、決して事務的にやっていたわけではなくて、その都度、催告の中で今に至っているということです。どちらかということ、今年も最終的な話になって、例えばこちらのほうに呼び出しまして、昼間働いていますので夜間に時間を約束して、市の担当者と指定管理者の担当者が待っていたのですけれども、約束の時間に来なくて、それで電話すると、まだちょっと行けないかと言われたり、やはり対応に誠意がないという形でとらえてございます。

それと、あと指定管理者の部分なのですけれども、平成 16 年度から 18 年度の 3 か年が業務委託ということで、財団法人北海道住宅管理公社に委託しています。同じ業務を 19 年度から指定管理者のほうに委託してまして、こ

の滞納の催告業務も委託で指定管理者の協定に入っています。基本的には電話での催告ですとか臨戸訪問というのが委託しています指定管理者の仕事になっておりますけれども、こういうことである程度滞納額が増えたりなかなか会えないという場合は、市のほうに連絡が来て、市と連携をする形で対応していますし、この方は 19 年度、建設部の管理職で集中的に高額滞納者と夜間に会ったりする取組をしたときも、訪問したりする家にも入ってまして、基本的には指定管理者と市と連携して対応してきたところでございます。

山口委員

どうも今のお話を聞いても、ちょっと合点のいかないところがあったものですから、基本的に支払ができる能力があるのに支払をしていただけないというのが悪質だと思うのです。支払ができる経済的な能力をお持ちなのかどうかという確認を、どのようにされているかということが一番問題だと思うのです。多重債務があるかどうかは別にしても預貯金とか、それはお聞きになってもいいと思いますよ。要するに、それだけ長期に滞納をされたり、分割にも応じられなかったというのは、それはどういう事情なのかということ把握されないで事務的にやるのは、いかがかということを申し上げているのです。

もう一つは、事情がいろいろおありだと思いますけれども、それをある意味では業務委託や、今指定管理者になっていますけれども、そういう方に任せているというのはちょっと私は不安があります。やはり親切に事情を聞いて、その事情を何とか解決をした上で、それと同時に徴収をしていくということが重要だと私は思うのです。血の通った行政だと思うのです。今、人員も少なくなって大変だと思いますけれども、そういうふうに、今後こういうケースが多分結構出てくるとは思いますけれども、丁寧に聞いていただいて、そして対応していただきたいをお願いをしておきます。

ついでにお聞きしますけれども、今、長期とあと高額の滞納をされている方というのは、どのぐらい件数がございませうか。

(建設) 建築住宅課長

現在、長期と高額滞納者がどれぐらいいるかということですが、数字を申し上げますと、滞納額の順番から申し上げますと、一番滞納額が多いのは約 130 万円で、65 か月滞納してございます。それから、2 番目の方は約 90 万円で 52 か月滞納してございます。今回の方は 3 番目の方でして、あとは 4 番目以下 80 万円からです。50 万円以上の方は現在 12 名いる形になってございまして、ほかの 11 名の方は誓約書をいただいて、今後、分納をしていただく状況でございます。

山口委員

もう一つ、あわせて聞きますけれども、多重債務があるかどうかということのヒアリングは、例えば水道局でも、今ここだったら、市営住宅ですよね。そういうものはなるべくそういうことを聞いて、先ほど申し上げたようにいわゆる消費者センターにつなぐようにというのは、行政内部で確認はされていないのですか。

(建設) 建築住宅課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、ほかの税外収入なり税の部分を、担当者間でそういった確認のための情報を聞いたりすることがありますけれども、こういう高額滞納者に対しまして、すべて連携し合って情報を共有しているような形では取組は、市営住宅の場合はやっていませんでした。

山口委員

私が聞いているのは市の内部で情報を共有するということではなくて、基本的には徴収する際に、滞納者に、そういう事情をまず聞いて、もし聞くことができたなら本人と話をし、相談に行ってくださいということです。例えばそういうマニュアルは基本的にはあるという話でしたから、そういうマニュアルを皆さんが持っていらっしゃるって、そしてそれに応じて消費者センターのほうに、こういう方が基本的には相談に行きますからお願いしますというふうにつなぐというようなことを各部署でされているのかということを知りたいです。

(水道) 料金課長

水道局の件につきましてお知らせいたします。基本的には滞納者につきましては、水道局に来ていただいて事情を十分伺って、話してくれる方はそういう形で聞いて対処しております。今どういう家庭状況にあるのか、どういう債務があるのかという部分をお話しただけの方については、それを聞いて、誓約書等に理由等を書いていただいて、今、必要最小限払える額がどのぐらいあるのかという部分を伺って対処しています。

(建設) 建築住宅課長

平成 19 年 4 月から指定管理者を導入しているのですが、指定管理者の滞納督促の担当者は、電話なりで生活指導はしてございます。それでなぜ滞納をされているのかという事情を聞く中で、一つずつ分納計画を立てて、例えば 3 万円とか 4 万円でも額に無理があれば 1 万円とか 1 万 5,000 円とか、そういうことで個別に対応してございますので、決して事務的に何か催告書を出しっ放しということではやってございません。

山口委員

何か議論がかみ合っていないのですけれども、基本的に今の多重債務あるかどうかということを指定管理者が聞くというのは、こういう個人情報をおの方々が持つことになりますから、これはできません。要するに守秘義務というのは、基本的にはあなた方は持っているけれども、指定管理者はもちろん持つことになっていますけれども、準指定というところですからね。だから、やはりそれはあくまで、この滞納額が増えたりなかなか解決がつかないというものに関しては、直接、市が行って、事情を伺うときにそういうものを聞ければ聞いて、そして弁護士につないでいくということをされていくべきだというふうに私はずっと申し上げているわけで、そういうことを基本的にさせていただくように、今回、多少は体制が変わったということをお聞かしていますので、そういうことが各関係部署で徹底されているかということをお聞きしたわけです。そのことの答えは、今、建築住宅課長からはなかったのです。そこを聞きたいわけです。

(建設) 建築住宅課長

繰り返しになりますけれども、滞納のある入居者の方との滞納督促の仕方というのは、なぜ滞納になるかという状況を聞きながら分納計画を立てて、具体的に返済できる額を決めたりしまして、誓約書を書いていただいてやっていますので、必ず生活指導みたいなことを行ってあります。先ほど申し上げたのは、私は役所の中での連携という部分はちょっと担当者の連携ということではお話ししたのですけれども、この方はちょっと約束されても不履行になるような方で、今は指導しても滞っている状態です。

山口委員

だから、分納計画などをお話しされて、分納されるようなところまでこぎつけてされるのは指定管理者の方がされるわけですね。どうもそれでうまくいかない方がいらっしゃるわけでしょう。そういう方のときには直接市の担当部署が行って、そしてどういう事情なのかということをお聞きになって、それでそのときに多重債務はありませんかということをお聞きになるのだと、初めて思うのです。そういう体制になっていますかということをお聞きしたわけです。

(建設) 建築住宅課長

基本的には指定管理者の滞納の担当者がそういう状況を聞く中で、ちょっと多重債務のことを直接聞くかどうかはわからないけれども、滞納の理由などを聞く形になります。それで、私ども市のほうの形としてはなかなかこういうことで履行されないですとか、指定管理者のほうで連絡しても来られないですとか、そういう困難事案みたいなのは市のほうに連絡が来まして、その後で連携して電話とかということで対応しております。

山口委員

ここで禅問答をやってもしょうがないですから、この辺で終わりますけれども、何度も申し上げますけれども、以前に倶知安町の例も挙げて申し上げたのは皆さんも御存じだと思いますけど、基本的に多重債務で苦しんでいる

方は多数いらっしゃるわけです。それで、私は今回のケースも、先ほどお話を聞いた事情から言うと、推測では多分この方はあるのではないかと思うのです。申し上げますけれども、前に例を挙げて私が弁護士におつなぎした方は 150 万円の債務しかなかったのです。おつき合いは基本的に 20 年以上されていたのですけれども、開示請求で裁判をしても 10 年分ほどしか、いわゆるサラ金のほうは出しませんでした。それでも、150 万円は基本的に差引かれて、320 万円手元に返ってきたのです。弁護士報酬 240 万円払っても、総額で五百何十万円返ってきたのです。そういう例が結構あります。その方は最終的には家のほうのローンが払えなくて、家のほうは差押えされましたけれども。私は小樽は相当あると思います。全道の中でも一人一人の所得は低いわけですから。そういう意味で、私は生活改善にもつながるし、なおかつ市税の滞納の徴収にもつながるのではないかということで、積極的に取り組んでいただきたいという話をしたわけです。これは担当部署ではありませんけれども、徴収にかかわる部署なわけですから、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。この件については、別にこの主題ではなくて、またやらせていただきますけれども、終わりにいたします。

ロードヒーティングの陳情について

今朝、ロードヒーティングの陳情について、現場に私も皆さんと同行させていただきましたけれども、財政が悪くて、基本的には新設のロードヒーティングというのは難しいということはおわかっておりまして、今回も私もこれは継続審査しかないと思っております。ただ、ロードヒーティングのこれまで設置をされた際の基準というのは、どういうものだったのか。また、設置をされている箇所数、それがおわかりになればお知らせ願いたい。それから、一番初めに敷設されたものは、どれくらい古いのか、更新が迫っていることもありますので、それをもし今おわかりになればお知らせを願いたい。

(建設) 雪対策課長

ロードヒーティングについての何点か御質問がありましたけれども、まず当初のロードヒーティングの整備された経緯でございますけれども、小樽市は平成 9 年にスパイクタイヤから脱スパイク、スタッドレス化になるということで、ロードヒーティング 1 期、2 期計画をつくりまして整備をしたところでございます。また、その後、14 年までに何か所か設置してございます。14 年以降は新規のロードヒーティングについては、休止してございますので 13 年度当時の設置基準ということでお話ししたいと思います。交通量、安全性、沿道状況などを踏まえまして総合的に勘案するというところでございますけれども、交通量につきましては、補助幹線以上、12 時間交通のおおむね 1,000 台以上の路線とする。安全性でございますけれども、道路こう配がおおむね 13 パーセント以上の路線で、信号等により一時停止や急カーブ等で減速しなければならず、安全性を確保しなければならない箇所。沿道状況でございますけれども、沿道周辺には小中学校等の教育施設、又は高齢者・弱者のための施設など、不特定多数の人が利用する公共施設があることという状況でございます。

また、現在のロードヒーティングの設置箇所数でございますけれども、219 か所ということになっております。

また、ロードヒーティングを最初に敷設された年度でございますけれども、昭和 47 年度ということになってございます。

山口委員

最初に敷設されたのが昭和 47 年度ですか。基本的には私もわかりませんが、耐用年数がありますよね。更新計画はお持ちなのですか。

(建設) 建設事業課長

耐用年数については明確なものはございません。ただ、電線類の寿命が大体 15 年というふうに言われています。他都市では、札幌市、旭川市においてもそういったような基準で更新を検討しているところであります。小樽市域の更新計画なのですが、219 か所を全部更新することはできませんので、切れてどうしても通行ができない、例えばバス路線とか、また、非常にこう配がきついか、そういうところを今中心にしていまして、それを今まとめて、

更新計画の案を作成中というところでございます。

山口委員

これ箇所によって大分改修にかかる金額が違ってくると思いますけれども、大体、修理だけでなく、更新するとなるとどのくらい工事費はかかるものなのですか。

(建設)建設事業課長

今あるものを全部とってしまって、もう一回舗装して線を引いて、また舗装をかけるということで、雑ぱくに言いまして 1 平方メートル当たり 7 万円前後の金額がかかります。

山口委員

基本的にちょっとざわっとしますね。財政もこれだけ悪いし、これは補助事業ですか。

(建設)建設事業課長

今までは交付金制度があったのですが、今回、国が新たに地域活力基盤創造交付金というのを創設しまして、今年からその交付金で事業をやることになっております。その交付金の国の補助というのは 60 パーセントということになっております。

山口委員

ということは、道の補助はないのですか。4 割は市の持ち出しということになりますか。

(建設)建設事業課長

道のほうにはございません。通常この裏負担というのは、うちとしては、まだ正確に問い合わせしていませんけれども、起債事業が充当されるということになりますので、全部が全部単独的にはならないと思います。

山口委員

この件については大体事情はわかりました。結局住民の方は、今日もそうでしたけれども、大変危険な箇所ロードヒーティングを設置してほしいというのは非常によくわかりますけれども、こういう財政事情ですし、いわゆる昭和 47 年から敷設して老朽化して、いわゆる更新計画も、その都度その都度で故障が生じたところを直していくようなことが手いっぱいだというような事情だというふうにお聞きしたわけです。そういう事情を考えていくと、これはもう除雪、排雪ですね。それと砂まきということで、これから対応をしばらくしていくしかないのではないかとこのことだと思います。できる限りそういうことで丁寧に、これもお金がかかることですが、あとは住民サイドの協力、貸しダンプ制度もあるし、あと砂も含めて行政のほうで用意もされているし、ある意味ではボランティアも活用して、除雪も含めて、やっていただけるようなシステムをつくっていただいていますので、そういうことで丁寧に説明をして、とにかく財政がこういう状況であるから、砂まきを徹底するとか、細かいその箇所の状況を聞きながら対応していただきたい、こういうようお願いを申し上げて、この件については質問を終わります。

旧国鉄手宮線の活用について

本日、旧国鉄手宮線活用懇話会の報告がございましたけれども、これを受けて基本的には実施計画、整備計画をお立てになるということだと思いますが、懇話会の委員の皆さんがいろいろお考えになって、アイデアを絞られたということをもとめたのだと思いますけれども、例えば実施計画がどういう形になるのかと思いながら、例えば市が重点的に整備をするということになるのは、文学館、美術館と旧手宮線を一体化することは、市長も言明をされていますので、そういう意味で言うと実現性が非常にあるのではないかとこのように思っています。イメージ図もここに載っておりますけれども、そのほかに各道路との取付けのところについては、いわゆるエントランス広場というのを設けるとか、いろいろ書かれているわけですが、こういうものというのはどういう事業で想定がされますか。市の単費でやるとか、何か補助事業を使うとか、交付金か何かをねらっているとかというようなこともあると思いますけれども、今からそういう話をしてもしょうがないと言われるかもしれませんが、当然財源が絡む

問題ですから、その辺について想定されていることがあれば、お知らせいただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

財源といいましょうか、整備手法の話でございますけれども、先ほども話をさせていただきましたけれども、今日からホームページでこの懇話会の報告書を公開しまして、今後 2 か月の間ですけれども、市民の皆様から意見をいただくということとあわせて、庁内の検討会議も開いて、その中で今後の整備方針を策定することとしてございますので、今回 3 ページ以降に示したのは、あくまで懇話会から出されたアイデアを載せたものですので、今後これはそのまま直接整備につながるかということにはならないというふうに考えております。

山口委員

これがいいと私も思いませんが、いずれにしても、前文にも書かれていますけれども、新たな観光拠点をつくるということですから、当然、市の財源も含めてこれが検討される必要はあると思います。このとおりにならないとしても、それをどうやるかですよね、財源のない中で。それで、私が申し上げているのは、予算特別委員会で申し上げましたけれども、今 3,300 万円しか寄附金が集まっていますけれども、基本的には小樽ファンから寄附金を募ってやるということが、ある意味では一番実現性が高いと思っています。そのためには、旧手宮線の跡地の整備をどうやるかにかかっているのです。インパクトのある事業、ニュースになるような事業としてやらない限りは、ここに関心が集まらないし、寄附金も集まらないわけです。行政が単に事業者に振って、入札かけて整備をしても、これは一般の事業ですから。そうでなくて市民との協働ということを基本にされているわけですから、そういう小樽を非常に真剣に考えている市民がたくさんいらっしゃるし、また、小樽のことを好きでたまらない小樽ファンやもう一つは鉄道のマニアの方もたくさんいらっしゃるわけです。そういう方に呼びかければ、私は小口でも寄附は集まると思うし、なおかつ、事業にも直接参加をいただけるのではないかと思うわけです。そういうことを踏み込んで整備の計画も含めて提示をされて、こういうふうにしたいから、お手伝いを願いたいということと呼びかけられるということが基本だと思います。ぜひともそういうことを念頭に置いて、今後の実施計画も組んでいただきたいと、こういうふうに要望をいたしておきます。

歩道橋について

次に、歩道橋です。もうなかなか歩道橋については進まないの、ちょっと私も業を煮やしているところがあるのです。ホームページの話もしましたね。この 5 月に、日本経済新聞で「老いる都市」というのでずっと特集を組んでいます。空き家の対策とか、そういうものもいっぱい入っているのですけれども、全国各地で歩道橋についてはもう調査をかけているのです。通行量、交通量とかそういうもの、歩行者数が少ないところについては、もうどんどん撤去しているのです。経費がかかるということや景観、それからバリアフリーの考え方です。そういう合意形成ができて、それで撤去をしていくということなのです。小樽市が歩道橋をかけているわけではありませんね。大体県とか国がかけているわけです。北海道の場合は道が国がかけているわけです。そういうことをやはりこれだけの観光都市で、景観条例も持っておりますし、景観計画も持っているわけですから、そういう意味でやはり人に優しい、また、景観にも配慮したまちづくりということを考えると、私はもう本当に真剣になって歩道橋の問題については考える必要があると思います。

前にも検討いただけるとのことだったのですけれども、私が挙げさせていただきました個々の歩道橋については、調査とか道との話とかというのはこれまでどのようにされておりますか。

(建設)まちづくり推進課長

委員からは、今定例会の代表質問のところでございますけれども、市道浅草線、国道 5 号の交差点と、富岡の社会保険事務所の前と、それと緑小学校のところと三つの歩道橋についてお話がございまして、それぞれの国道の道路管理者、道道の道路管理者に対して、例えば歩行者通行量の調査のお願いだとか、さらには撤去の可能性であるとかについて打ち合わせ、協議はしてございますけれども、やはり特に管理者以外にも警察の考え方もございます

し、簡単にすぐなかなか撤去することにはならないということで、この間も代表質問での答弁をさせていただいたとおり、それぞれの課題を解決していく必要があるというふうに考えております。

山口委員

具体的にどのような問題があるというふうにおっしゃっているわけですか。

(建設)まちづくり推進課長

例えば社会保険事務所なり緑小学校のところでございますけれども、基本的に車と歩行者が交差しない、横断歩道橋を渡るということが、一つは直接的には物理的に安全なことでございますので、なかなか通学時のほかにも帰った後だとか遊びに出るとか、稲穂小学校や緑小学校の児童も、そういう形であったほうがより安全性が確保できるのは間違いのないわけでございますので、特に社会保険事務所のところは横断歩道もないわけでございますので、コの字で渡らなければならないことにつながりますので、そういう面で課題があるというふうに考えております。

山口委員

そういうことを言ったら、いつまでもとれませんね。そういう事情があるところは、当然全国でとっているという事情になっていかないわけです。そこをクリアしない限り、それはじかに道を渡るよりは、上の車の影響がないところを渡ったほうが安全に決まっています。だけどもとっているわけですよ、よそは。これは、なぜとっているかと言ったら、基本的にそういう理屈はあっても利用されるかどうかという判断です。基準をつくっているわけです。1日の通行量がどれだけかと。これ以下のところはとりましょうというふうに。もう一つは大阪府の例で言うと、これは通学路と指定しているところは基本的にとらないことになっているのです。通学で使わないのも、例えばさっきのお話だったら、学校帰りに遊びに行ったりするのに、それも使うでしょうという理屈ではだめなのです。そういうふうに基準を決めているのです。あとは基本的には、景観地区も含めて、景観に配慮する基準は最低三つくらい決めてやっているのです。研究論文もありますよ。そういうことを含めてきちり調べて、積極的にそういうことを投げかけられて、要するに私はとったほうがいいと思っているわけです。地面に横断歩道を設置したほうがいいと思うのです。緑の歩道橋なんていうのは、明らかにあそこは渡っていないのです。一回調査かけられたらいいと思います。それから富岡の歩道橋もそうです。どういう人が渡るかはちゃんと調査されたほうがいいと思いますよ。一定の基準は、ほかのところも調べられて、それで基準を一応つくって、やはり順次とっていきましようという相談をしてほしいというふうに思うのです。でない、物事はいつまでも動いていかないと思います。

富岡の歩道橋については、陳情を出してもいいです。我々の町会は総会で撤去の方針について、基本的には要望を出すことに決めているのです、明らかに。だれもあそこは使わないと言っているわけです。不便でしょうがないと言っているわけです。幾つもそういうものがありますね。緑についてもそういうお話を伺っております、連合町会の中でも。ですから、それも受けて、これ陳情を出したら、弾みになるのであれば、いくらでも出しますから、ぜひ真剣に今後検討いただくことを要望して終わります。

建設部長

歩道橋の撤去のお話ということで、今いろいろお聞きして、我々も実は中央通歩道橋の撤去の中でもいろいろ感じたのですが、なかなか一般論では、歩道橋をどうするかという議論では空回りをするという状況だということなのです。中央通に即しては、一つ一つ問題を解決することによってその撤去が可能になったということなのです。経験論から言うと、富岡でも、それから緑でもそうなのですが、やはり個別課題を整理していくということが非常に重要だというふうに思っています。今陳情を上げればどうかということもありましたけれども、やはり一つの前に進むアクションがないと、今の状況の中では小樽開発建設部、小樽土木現業所、市が集まってもなかなか一歩進めないということもありますので、改めて町会の要望だとか、そういったものも一つのとこにして一歩一歩進めていくほうが、現実論としてはあるのだろうというふうに思っておりますので、一応、今後そのあり方についても、そういった方向で我々も相談を受けたり、あるいは小樽土木現業所に対する、あるいは国に対する要望なり

等々で進めていく部分が可能だというふうに思っていますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

時間もあまりないので簡潔に 4 点だけ伺いたいと思います。

市有施設における市民の電気使用について

まず、1 点目なのですが、公園等の市有施設における市民の電気利用について伺いたいと思います。

その前に、まず本市の屋内の施設においてコンセントなどを使った場合、市民がコミュニティ施設であるとか、そういった部分の本市の施設でコンセントの電気を利用した際の料金徴収というのはどうなっていますか。

（建設）庶務課長

市の施設ということなので、いわゆる行政財産の目的外使用時の電気料の徴収ということでございますけれども、今のようなお話でその施設、コンセントなり、あるいは既設の設備の灯具、電気等の灯具を使うということであれば、ある一定期間の電気料を延べ面積だとか日数、時間数で割って、それを使用した面積だとか時間数、日数を掛けて求めるというのが一般的なやり方だろうというふうに思います。

成田（祐）委員

例えば照明とかがあるのですけれども、コンセントをパソコンを使うためにちょっと引っ張って借りた場合、その料金とか、そういったものに関しては料金発生というのはどういうふうに考えられますか。

（建設）庶務課長

電気器具をあえて使うというような場合には、その電気器具の消費電力量を求めまして、それに使用する時間数と北海道電力のいわゆる使用料金というものを乗じて求めるという形になるかと思えます。

成田（祐）委員

ということは、今まで市民が使ったものをそういうふうにして料金徴収しているということですか。要は市の施設で何か使ったときに、例えば学校だとちょっと所管が変わりますけれども、小学校の体育館で CD ラジカセを使う際にコンセントを使ったら、それも料金を徴収しているのですか。市の施設全般含めてなのですか、そういう形で料金は徴収されているということですか。

（建設）庶務課長

各施設で個々具体的にどういうふうに行っているかということまではちょっと私どもでは把握しておりません。今おっしゃった学校施設の場合には、公有財産規則の別表の中で、それぞれの施設の使用料のほかに電気の使用料金、それから例えば暖房費の使用料金については区分けされて出ておりますので、それに基づいて学校のほうでは取っているだろうというふうに思います。

成田（祐）委員

例えばコミュニティセンターとか、そういったところでももちろんその施設の使用料とか払っていると思うのですが、そういうところで勝手にそのコンセントを使って、パソコンを使ったら不正利用ということになるのですか。例えばその料金徴収というのは、どういう仕組みになっているのか、徴収しているのですかということをお伺いしたかったのですが。

（建設）庶務課長

例えば市役所で使うというような場合とかがあると思うのですが、まず小樽市の公有財産規則の中の目的外使用時における電気の使用料というのは、第 8 条の 2 で徴収するというふうになっております。市長が特別に認

める場合には徴収しないことができるという規定がございますので、その目的とか内容によって市長が特に認めるケースというのは、当然出てくるだろうと思います。

それから、先ほどおっしゃった公的な施設、例えば市民会館であるとか市民センターであるとか、そういうところでは、使用する器具というのは申請書のときに、何をを使うかという届出をすることになっていまして、それに応じて、すべて使用料なり電気料金を含めた値段で幾らというふうなことでお伝えするということになっております。

成田（祐）委員

そのパソコンを持ち込んでその場で使った場合は、もうその場でパソコンを使った電気料というのを細かく何ワット使ったというのを、料金として後で加算されるということですか。今まで、各利用者の方にもそういうふうな料金徴収を何ワットという単位で細かくされているということですか。

（建設）庶務課長

そこまで細かく料金徴収の設定について計算しているかと言われると、どうかというのはあります、確かに。例えば会議が何かでパソコン 1 台使いたい、電気コンセントを使いたいという程度であれば、一つの料金の中でのみ込めるといっても、当然それはあるのだろうというふうには思います。すべて何でもかんでもきちきちと分けて取っているということではないのだろうとは思いますが。

成田（祐）委員

料金を払って借りているものもあるので、前振りの段階でここまで伸ばしてしまうと後続がなくなるので、屋外の施設で利用する場合に関して聞きますが、公園などの屋外で市民が電気利用をしたいと思った場合、要は分電盤での電気工事をしなければ利用できないと、若しくはもう発電機を借りてくれというような形のことを言われたのです。分電器を設置するのに、見積りをとってもらったら 3 万円から 5 万円かかります。いわゆるメーターを使って、そういったしっかりと数字を出さなければならないというふうに言われてしまったのです。これを一回一回、例えば外で何時間か使うために 3 万円も 5 万円もお金をかけて、しかも商用利用するならともかく、一般市民が例えばスピーカーをちょっと使いたい、何かマイクを使いたい、そういう部分で利用するときに、一回一回 3 万円も 5 万円もかけて、そういった細かく料金設定をつけて、料金を取らなければいけないのか。普通の市民だったら負担できないです。そのために発電機を借りてくれと言って、そこに何万円もお金かけさせるのはどうなのかと思います。近くに、公園の場合は公衆トイレのコンセントがあったわけなのです。そこを有料でも構わないのに、それは利用できないとのことでした。あくまで分電器、分電盤の設置か発電機というふうに言われ、四、五十分粘ったのですけれども、だめだったのですね。屋内利用だってそうやってコンセントにメーターつけて市民利用をはかっているのでしょうか。その方法で数値はとれないかと思うのですよ。そこまできっちり屋内でとっているのだったら、屋外もそういう仕組みだというのなら納得できるのですけれども、屋内は屋内で使ったか使っていないかわからないような状態で、でも外はしっかりそれをやらなければいけない。それはどうなのかなと思うのですけれども、それについてどのように思われますか。

（建設）堤主幹

公園の利用の関係で、特に電気の問題でございますけれども、委員も御存じのとおり公園の設置に当たりまして、特に小樽市の公園でございまして、電気の利用という想定を実はしておりません。それで、そういった市民のための電気がとれるコンセントだとかは設置は実はしてなくて、たまたま、今回、委員がおっしゃったとおり、公園のトイレの維持・管理をしている中で、暖房を設備したり、中のちょっと器具を清掃したりするとき、どうしても管理上の電気をとらなければならないということでつけているコンセントは、実は市内に何か所かのトイレにはございます。それがたまたま委員の御指摘の際に、我々の職員のほうで外についている電気施設はありませんと言った中で、臨時電力を落としてください、また発電機を持ってきて使用してくださいというような話になったのかというふうに思って、現在は申しわけございませんが、公園で電気を使用してまでの使用ということは想定して

ないということが現状であります。

成田（祐）委員

想定していないので、今後もそうしたらそういったことに関しては、しっかりそういった分電盤ないし発電機を設置しなければならないということですか。

（建設）堤主幹

一つは、公園の今のあり方の中では、そういった想定はしてないということではあるのですが、現実論としてそういうトイレのところにコンセントがある部分でいけば、当然そこから有償なり無償なりの電源がとれる状況もあると思いますので、やはりここはケース・バイ・ケースで公園使用している方がボランティアでいろいろやる中で、小規模な電力を使ってマイクなり、そういったアンプなりをちょっと使ってやりたいという、そういう相談を受ければ、たまたまそこに公園でそういった施設があるのであれば、利用できる方向で考えていきたいと思っておりますが、それをまた有償か無償かとなると、今の状況では電気を使うという想定はしておりませんので、ちょっと検討の余地はあるかというふうには思っていますが、使用するという方向ではそういう施設があれば使っていけるのではないかと考えております。

成田（祐）委員

そういった相談を当時5月にしたのですが、全く今申し上げたそういうお答えしかいただけなかったもので、要は前の話から含めて、屋内施設でもこうやってコンセントにメーターをつけてきっちり料金徴収していないですよ。ある意味、その施設の中に料金がかかるものありますよね。そういったものはある程度電気料も含まれてそういった料金という形で考えられているとは思いますが、例えば屋外だったときには、もう完全にそうやってきっちりからはならなければならないというのも、またおかしな話だと思うのですよ。そうしたら、近くにコンセントがあるのだったら、500円なり、使用用途を聞いて、このぐらいのワット数だったら、公園利用はある程度2時間、3時間しかどうせ使わないと思うものですから、今回は色内埠頭公園のところですが、そのところはあまりにも俗に言う役所対応だなというふうに思ってしまったので、その辺を改善というか、今の御答弁ではちょっとあいまいなので、もう一度お願いします。

（建設）堤主幹

場所も、今言われたとおり、聞いて特定できておりますし、そこでトイレから利用することも可能でありました。うちの職員もそのあたりもきちんと説明すればよかったのでしょけれども、そういったこともしていなかった。なぜしていなかったかという、やはり料金という設定の基準を持っていなかったものですから、なかなか使ってもいいですよという話がちょっとできなかったというのが実態でございますので、今、何回も言うように、ボランティアでそういうものをいろいろやる、そういう会合なり、極端だと運動会みたいなものもあるのですが、そういった部分であれば相談していただければ、それを使うものも含めて検討していきたいと思っております。ただ、有料にするか無料にするかという、そういう部分になってしまうと、決めるまで時間がかかるものですから、利用の状況をやはり相談していただきながら判断していきたいというのが、現在の我々の考え方です。

成田（祐）委員

相談というか、いや、相談したのに、後からトイレまで行って見つけて電話までして、それでも全然だめだったという。多分わかっていらっしゃらなかったというか、今お答えいただいている言葉が180度違うわけなので、その5月のとき。いや、少なくともバッジをつけているからそういう対応とか、こういう委員会で伺ったからというのではなくて、移っていらっしゃったばかりで、まだまだ把握していない部分とか、いろいろ多分意思疎通の部分もあると思うのですが、ぜひその部分をもう少し使う市民のためにも解釈できる部分を、それこそ市のマイナスにならなければ、その部分で1時間500円とって、ちょっとぐらい多くとっても問題ないと思うのですよ。その料金を、だから全部もう細かくはならなければいけないということ自体がもうおかしな話だと思うので、それが発

電機を借りるぐらいだったら 1 時間 500 円でちょっと多めに払って、そのコンセントを使わせてもらったらよほどお互いにとってハッピーだと思うので、ぜひ考えてください。

築港地区の都市計画地区計画について

築港地区の地区計画について伺います。病院建設地の問題が再浮上していますが、もし建設地が築港ではないなどということになってしまった場合に、またその築港地区の用途という部分が非常に問題になると思うのです。これは市有地であれば、そのままというもまだ一つ方向、方途としてはあると思うのですが、少なくともあそこは市の所有地ではないので、当然そこは持っている土地の方がどうするのかという形になってくると思うのです。そういった場合に用途変更というのは、どのようになるのでしょうか。

(建設)都市計画課長

築港地区における都市計画の地区計画についてでありますけれども、現時点でどうすべきであるとか、そういった点に関しては定まっているわけではございません。したがって、市立小樽病院の建設地に関する動向を見ながら、適切な地区計画の取組について努めてまいりたいというふうに考えております。

成田(祐)委員

今、あそこの地区計画が変わって、またさらに変わるということになると、二転三転ということで当然所有者も困惑するわけで、もしそういったことが起きた際には、迅速に対応していくことができるのかというのだけお聞かせ願えますか。

(建設)都市計画課長

地区計画が変更になるかどうかという点について、もちろん現時点で定まっているものではありません。築港地区については、土地利用が進んでいないというような状況もございます。いずれにいたしましても土地利用の動向などを踏まえながら、築港地区における適切な土地利用が図られるよう、適切な地区計画の取組を進めてまいりたいと考えています。ですから、そういった必要が生じた場合については、迅速に取り組んでいきたいというふうに考えております。

成田(祐)委員

所有されている方が非常に困っていきそうな感じだったので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

空中連絡通路の建設について

3 番目に、量徳小学校と市立小樽病院の間の道路に関してお伺いしたいと思います。

並木病院局長の発言で、量徳小学校と現市立病院の土地を利用した病院が一つの方法としてあるのではないかと話が出てきましたが、例えば片方の土地に病院をつくって片方に駐車場ということを考えていたので、もしその二つが道路を挟んでいるということになれば、間に空中連絡通路などといったものをかけることができるのでしょうか。それによっては病床数も含めて、いろいろまた次の議会からもお伺いする内容がちょっと変わってくるので、その空中通路をかけることが可能であるか、お聞かせ願えますか。

(建設)建築指導課長

ただいま御質問のありました市道をまたいだ空中連絡通路の建設が可能かどうかということにつきましてですが、まず私のほうから建築基準法に関することで答弁したいというふうに思います。

建築基準法では、今のような道路の上をまたぐ空中通路につきましては道路内の建築物ということで、基本的には建築できないという規制がかかっております。ただ、法律の中でただし書きの規定によりまして、建築審査会の同意を得て許可できる案件がございます。今回のような公共性のある病院に設けられるものについては、許可の対象として位置づけられてございますので、許可ができるかということになれば、許可対象になっているということでございます。ただし、実際に許可するに当たりましては、道路管理者ですとか警察署、それから消火活動にも影響しますので消防署ですとか、そういった関係機関とも協議が必要な上、さまざまな条件がつけられておりますの

で、そういったものがクリアされれば可能というふうに考えてよろしいかと思います。

(建設) 用地管理課長

この場合は道路を占有するというような形になりますので、道路法から見たときにどうかということで答弁したいと思います。

道路法の中では、通路については占有許可の対象のものになっております。ですから、占有許可をとれば可能という形になります。ただし道路空間の確保ということもありますので、当然そこには道路空間を確保するための高さの制限、例えば車道上であれば 4.5 メートル以上、歩道上であれば 2.5 メートル以上とかというような条件がありますので、そこら辺をクリアできれば可能かと思います。

成田(祐)委員

市道住吉線と市道大通線の交差点の改修について

あわせてもう一点、量徳小学校と双葉高校、市立病院、そして協会病院のあたりを挟んだ交差点の部分についてもちよっとお伺いしたかったのですが、市立病院と今の量徳小学校は、建造物が古いということもあって、今後何に使われるかはわからないのですが、いつか何かに建て替えられたり、別の用途に使われたりということがあるかと思うのですが、その部分の今言った 4 点のところが面している交差点というのが、実は若干ずれているのです。非常にそこで一番問題なのは、山になっているのです。山になっていて、お互いの直線車両が見つらいのです。一番何が問題かということ、右折車両が入ってきたとき、互いに右折するとき、山の向こう側にある後続の直進車両が見つらいのです、対向車の。それは山の頂点に交差点があつてずれているからということが原因なのですけれども、そのずれている交差点という部分を、こういった病院と小学校、いろいろ建替えなどを含めた場合に、そういったずれている部分を直して、少しでも安全に走行できるような形に道路の改修ができるのかということをお聞かせ願います。

(建設) 建設事業課長

今、御質問の箇所は、市道住吉線と市道大通線の交差点で、この路線は、実は両方とも都市計画道路です。現状の中心ラインが都市計画上にございます。道路整備の一つの目標としましては、都市計画道路に準じて整備するというのもございまして、現段階でルートの変更というのはちょっとまだ考えていません。ただ、今おっしゃる縦断こう配、そういう視認が悪いとか、そういったものには交差点のソフト的な対応もございまして、そういったもので何とか対応していかなければならないと思っています。

成田(祐)委員

ロードヒーティングにおける過去の陳情件数について

ロードヒーティングについて、1 点だけお聞かせ願いたいと思います。

過去 10 年におけるロードヒーティングの陳情件数と、どれだけそれが採択され、実施まで至った件数と、そして、本日視察した市道文治沢線よりも、ロードヒーティングのヒーティング上部においての世帯数や施設数が多いという過去の陳情件数というのは何件ぐらいあったのか。あと交通量も含めて、その辺を過去のものと同様と比較しづらかったもので、そこを少し御説明お願いできますか。

(建設) 雪対策課長

ロードヒーティングにおける過去の陳情件数ということで、過去 10 年間で陳情があった路線数を申し上げますと、平成 11 年から 20 年末まででございますけれども、トータルで 14 路線ございました。そのうち採択になったものが 2 件になっております。また、陳情箇所の世帯数ということでございますけれども、14 路線すべてそういう形の中で世帯数が把握できる部分がほとんどなくて、通過交通等があつて、発生交通量で申し上げますと、当然要望箇所の沿道については発生するわけでございますけれども、今回の市道文治沢線における発生交通量につきましては、以前陳情のあった箇所よりは多いということは申し上げます。

成田（祐）委員

ロードヒーティングの上部で言うと、抜け道がある場合そこが上部なのかという話にもなって、非常にルートがほかにもできてしまうだけで把握しづらいと思うんですね。その部分、今日、今からすぐ資料をつくってもらおうというわけにはいかなかったので、ぜひ次回定例会のときに、そういった過去の陳情案件と、そのあたりの通過交通量等の一覧等などもぜひつくっていただければと思います。そして、第 3 回定例会で質問させていただきたいと思います。それを最後をお願いします。

（建設）雪対策課長

今の御要望でございますけれども、もっと調べて説明したいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 23 分

再開 午後 5 時 47 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

古沢委員

議案第 9 号は否決、陳情は継続案件も含めていずれも採択を主張いたします。

詳しくは本会議で行いますけれども、特に議案第 9 号についてであります。自力執行権を持っている税の基本である国税徴収法について、権威である我妻栄氏が次のように言っているくだりがあります。真にやむを得ない場合の最後の手段だと。強制執行ですね。滞納処分について、慎重の上にも慎重を期することだと。よく切れるやいばを持つ者が必要以上に切らないように規制すること。このことに役立つのであればありがたいと言って、「国税徴収法精解」という本を出しております。これは税務を経験した皆さんは一度は目を通している本だと思うのですが、特に国税徴収法の場合、強権発動の部分については最悪の滞納者を想定したものなのだというふうに我妻氏はおっしゃっておられるわけです。本件に即して言えば、大変御苦労していることはわかります。その御苦労の経過も、なかなかその苦労に比較して、相手側がこたえてくれないという悩ましい事案であることもよく理解できます。しかし、この親子の生活の実態が見えてきません。つまり相手側である市民の顔が見えない、そういう状況の下で訴えに出るということについては、これはどういう状況であれ、賛成ができかねるとというのが私どもの立場です。基本的に言えば、悪質である場合を除いて、市民を相手にして訴えに出る、強制的な処分に出るということについては賛成できません。そこのところがはっきりしない限り、この議案について可決をとという態度をとることはできないというのが私どもの立場であります。

陳情第 1154 号以下継続審査中の案件については、これは本会議で改めて立ち入って討論いたしたいと思います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 9 号並びに陳情第 1 号、第 246 号、第 644 号、第 1143 号及び第 1154 号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。